令和８年大和町議会３月定例会議会議録

令和８年３月２日（月曜日）

応招議員（１６名）

１番	本　田　昭　彦　君	９番	馬　場　良　勝　君
２番	佐　野　瑠　津　君	１０番	今　野　信　一　君
３番	宮　澤　光　安　君	１１番	渡　辺　良　雄　君
４番	平　渡　　亮　君	１２番	槻　田　雅　之　君
５番	櫻　井　　勝　君	１３番	堀　籠　日出子　君
６番	森　　秀　樹　君	１４番	大須賀　　啓　君
７番	佐々木　久　夫　君	１５番	児　玉　金兵衛　君
８番	犬　飼　克　子　君	１６番	今　野　善　行　君

出席議員（１６名）

１番	本　田　昭　彦　君	９番	馬　場　良　勝　君
２番	佐　野　瑠　津　君	１０番	今　野　信　一　君
３番	宮　澤　光　安　君	１１番	渡　辺　良　雄　君
４番	平　渡　　亮　君	１２番	槻　田　雅　之　君
５番	櫻　井　　勝　君	１３番	堀　籠　日出子　君
６番	森　　秀　樹　君	１４番	大須賀　　啓　君
７番	佐々木　久　夫　君	１５番	児　玉　金兵衛　君
８番	犬　飼　克　子　君	１６番	今　野　善　行　君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野俊彦君	健康推進課長	大友徹君
副町長	千葉喜一君	農林振興課長	阿部晃君
教育長	八巻利栄子君	商工観光課長 兼企業立地 推進室長	星正己君
代表監査委員	内海義春君	都市建設課長	江本篤夫君
総務課長兼 危機対策室長	児玉安弘君	上下水道課 課長補佐	千坂伸君
まちづくり 政策課長	遠藤秀一君	会計管理者 兼会計課長	丹野俊宏君
財政課長	佐々木克敏君	教育総務課長	菊地康弘君
税務課長	青木朋君	生涯学習課長	浪岡宜隆君
町民生活課長	吉川裕幸君	税務課 徴収対策室長	阿部友紀君
子ども家庭課 長兼こども家 庭センター長	小野政則君	公民館長	村田晶子君
福祉課長	早坂基君		

事務局出席者

議会事務局長	村田充穂	次長	相澤敏晴
主事	佐藤みなみ		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前９時５７分　　開　　会

議　　長　（今野善行君）

定刻前でありますが、皆さんおそろいでありますので開会したいと思いますがよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

ただいまから令和８年大和町議会３月定例会議を開会します。

定例会議の冒頭、皆様にお知らせをいたします。

ご存じかと思いますが、私どもの先輩であります元大和町議会副議長大崎勝治様が旭日双光章受章の栄誉に浴され、ご本人に対し伝達がされております。

大崎様におかれましては、大和町議会議員として昭和63年４月から平成28年３月までの７期28年間にわたり、住民の福祉向上及び地方自治の進展にご尽力されました。その間、産業建設常任委員会委員長をはじめ、企業立地推進調査特別委員会委員長、公害等対策特別委員会副委員長などを歴任しており、特に平成20年４月から平成24年３月までの４年間は大和町議会副議長としてその重責を務められております。

このように、大崎勝治様は、その半生を大和町の産業振興の発展と地域住民の福祉向上のためご尽力いただきましたこと、私ども同じ地方行政に携わる者として誠に敬服に堪えない次第であります。

今回の叙勲受章は、大崎様ご自身、ご家族のご栄誉はもちろんでありますが、大和町並びに大和町議会の誉れでもあり、心からお喜びを申し上げるものであります。どうぞこれからもご健勝にて我々を末永くお導きくださるようお願い申し上げますとともに、大崎家ご親族のご繁栄をお祈り申し上げ、叙勲受章の報告とさせていただきます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１「会議録署名議員の指名」

議　　長　（今野善行君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、１番本田昭彦君、２番佐野瑠津さんを指名します。

日程第２「議会期間の決定について」

議　　長　（今野善行君）

日程第２、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会議の議会期間は、本日から３月17日までの16日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議会期間は本日から３月17日までの16日間に決定しました。

「諸般の報告」

議　　長　（今野善行君）

続きまして、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

「施政方針の表明」

議　　長　（今野善行君）

ここで、町長より施政方針の表明があります。町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

それでは皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

本日、ここに令和８年大和町議会３月定例会議の開会に当たり、令和８年度の町政運営の考え方と、一般会計当初予算案をはじめとする諸議案の概要についてご説明申し上げます。

本格的な少子高齢化と人口減少が一層進行する中、我が国は、人口構造の変化に伴う働き手不足や社会保障費の増大、経済成長の停滞などの深刻な課題に直面しており、あらゆる分野において将来を展望した新たな成長戦略が求められております。

さらには、不安定さを増す国際情勢や物価高騰の長期化は地域経済や町民生活の幅広い影響を及ぼしており、将来を見据えた持続可能な経済社会への転換が強く求められております。

このような中、政府においては、賃上げを起点とした成長型経済の実現を掲げるとともに、「地方創生2.0」の深化を通じ、魅力ある仕事づくりや働き方改革による労働生産性の向上、デジタル技術の活用、地域資源の高付加価値化を進め、地域の自立的かつ持続的な発展を目指すとしております。

このような時代の転換期において、私たち地方自治体には、国の動きを的確に捉えながら地域の実情に即した施策を着実に実行していくことが強く求められており、町民の声に真摯に耳を傾け、現場を大切にしながら、一つ一つの課題に丁寧に向き合う姿勢がこれまで以上に重要であると考えております。

令和８年度は、厳しい町政運営が想定される中、町民の皆様との会話をさらに深め、そして寄り添いながら「町民一人一人が幸せを実感し、安心して暮らし続けられることができるまち」の実現に向け、全力で町政運営に取り組んでまいる所存であります。議員各位をはじめ、町民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、令和８年度の町政運営の基本方針についてご説明申し上げます。

本町は、仙台市に近接する地理的優位性を生かし、職住近接のまちづくりにより宅地造成を実施し、これまで自動車関連産業や高度電子機械産業など、数多くの企業が立地をしたことで税収の増加や町民の雇用の機会等が創出され、宮城県におけるものづくり産業の集積拠点として「富県宮城」の一翼を担うなど、産業振興とともに人口も増加し、発展してまいりました。

今後も本町が持続的に発展していくため、産業集積を引き続き進めながら、農林業や商業等の町内産業を振興するとともに、町民の皆様の福祉向上や教育の充実を含め進め、「町民一人一人が幸せを実感し、安心して暮らし続けることができるまち」の実現を目指します。こうした考えの下、町では令和４年３月に大和町第五次総合計画を策定し、町政運営の指針としてまちづくりに取り組んでいるところであります。

本計画では、目標年度を令和13年度とする10年計画として、令和４年度から令和８年度までを前期計画、令和９年度から令和13年度までを後期計画と位置づけ取り組んでまいりましたが、昨今の社会情勢の変化や企業誘致の進展、また、国が掲げる「地方創生2.0」等に対応するに当たり、本総合計画の改訂準備を進め、前期計画を１年間前倒しして本年４月から後期計画として新たにスタートすべく、本議会において改訂議案を上程する予定であります。

なお、今回は、町の土地利用の指針となる大和町第五次国土利用計画も併せて改訂し、今後、都市計画マスタープランの改訂や立地適正化計画の策定を進めながら、住民と協働のまちづくりの新たな指針として町政運営を進めてまいりたいと考えており

ます。

さて、私は町長就任３年目を迎えました。本町が抱える各種課題を一つでも前に多く進めるため、厳しい局面と正面から向き合い、負託に応えるべく、これまで各種施策に取り組んでまいりました。

特に公約に掲げた６つの重点施策に力を注ぎ、まちづくりを推進してきたところであります。令和８年度においても、これらを施策の軸としながら本町を取り巻く情勢を的確に捉え、観光や農業などの基幹産業に加え、地域コミュニティーなどの持続的な発展を図るとともに、町民の皆様の安全安心に資する取組を中心に進めてまいります。併せて、まちのにぎわい創出や次世代への投資を進め、未来に向けたまちづくりを推進してまいる所存であります。

次に、町内立地企業の動向についてご説明申し上げます。

山梨県に本社を置きます株式会社土橋製作所様と、去る２月18日に工場建設に関する立地協定を締結いたしました。株式会社土橋製作所様は、半導体製造装置をはじめとした金属部品加工、各種産業機器設備の設計及び製造を手がけ、東京エレクトロン宮城株式会社様のメインサプライヤーでもあり、第一仙台北部中核工業団地に立地決定をいただきました。

投資総額は約20億円で、第二・第三工場の計画まであると伺っており、令和８年８月着工、令和９年12月竣工を予定しております。

町といたしましても、関係機関と連携を密にし、全力で支援をしていく所存であります。

次に、重点課題として位置づけ、これまで検討を進めてきました公共施設等の更新などの整備についてであります。

公共施設等総合管理計画で予定しております改修を含むハード整備事業につきましては、これまでにない建設物価高騰の状況と、ここ数年の税収と歳出見通しを踏まえ、試算すると財政運営への影響が危惧されることから、緊急性の低い施設改修については基本的には見送る方針としております。

昨年５月に設置をした吉岡地区公共施設新設再編再設置等検討委員会において検討を重ねてまいりました「大和町保健福祉総合センター（ひだまりの丘）」につきましては、本町の福祉の中心施設として今後ますます重要な施設であると認識しており、建設から30年近く経過し不具合が多くなってきたことから、令和10年度からの工事着工に向けて、令和８年度から同施設関係団体の仮移転先の調整など環境整備を始める予定としております。

次に、本町の小学校適正配置等についてであります。

町内小学校の適正規模・適正配置につきましては、昨年12月に開催した大和町議会全員協議会及び各地区での町民懇談会において、大和町立小学校適正配置等検討委員会を設置する方針をご説明してまいりましたが、このたび２月19日に同委員会の第１回目会議を開催いたしました。

会議では、委員の皆様へ児童数の推計や学校施設の老朽化等の現状説明をし、情報共有を図るとともに、将来にわたって望ましい小学校の在り方についての検討をお願いしたところであります。

令和８年度からは、保護者や地域住民、児童生徒等を対象としたアンケート等を実施し、幅広くご意見を伺ってまいります。こうしたご意見を踏まえ、子供たちの学びの環境や通学の安全、学校生活の安心といった観点から、将来にわたり良好な教育環境を確保できるよう、検討委員会からご提言をいただくこととしております。

このほか、未来を担う子供たちをはじめ、町民皆様の安全で豊かな暮らしを守りながら、大和町の発展のためには、これからも全力を注いでまいりますので、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、令和８年度予算編成の方針についてであります。

令和８年度の予算編成につきましては、昨年10月30日に各課等への担当者を対象に開催をした予算編成説明会において、本町の財政状況と今後の見通し等を説明し、予算編成の基本方針を示すことによりスタートいたしました。

予算編成においては、大和町第五次総合計画に掲げた施策目標の達成・実現に向けて取り組むことを前提としておりますが、本町の財政状況として、令和６年度決算において、財政の柔軟性や新規施策への投資余力を評価する指標で、一般的には70から80％程度とされる経常収支比率が100を超える危機的な状況であることを踏まえ、改めて現在の事業政策と成果を厳しく検証、精査し、財政調整基金からの取崩し額が令和６年度並みで収まるよう「一般財源の５％削減」の目標を支持して当初予算案を作成したものであります。

令和８年度の当初予算の規模は、一般会計139億4,000万円、特別会計63億4,458万9,000円、下水道事業会計13億6,795万4,000円、水道事業会計16億1,156万2,000円、総額232億6,410万5,000円となり、予算総額は前年度から５億1,105万6,000円減少し、前年度比で約2.15％の減となりました。

一般会計につきましては、前年度から5,000万円減少し、前年度比で約0.36％の減となっておりますが、ほぼ前年度並みの予算規模となりました。

増減の大きい主な事業を一部抜粋してご説明をいたします。

学校ＩＣＴ環境整備事業費では、町内小中学校のＧＩＧＡスクール端末の更新等に要します費用で、前年度比２億524万3,000円増の２億8,106万3,000円を計上しております。

小学校建設費では、吉岡小学校仮設校舎の解体、外構工事等の完了により、前年度比で２億8,949万8,000円の減となっております。

まほろばホール管理運営費では、これまで受水槽更新工事や中央監視装置等更新工事を実施してまいりましたが、令和８年度は非常用照明器具の改修や誘導灯修繕などを予定しており、前年度比で2,715万4,000円減の１億6,052万円を計上しております。

特別会計は前年度から３億9,254万4,000円減となりましたが、これらは吉岡西部土地区画整理事業特別会計において、造成工事の進捗等により５億5,237万1,000円の減となったことが主な要因であります。

下水道事業会計は前年度から4,540万5,000円減、水道事業会計は前年度から2,310万7,000円の減となっております。

一般会計の歳入予算を見ますと、町税は65億9,410万4,000円を計上しており、歳入構成比の47.3％を占めております。

地方交付税は３億1,700万円を計上しておりますが、普通交付税は不交付と見込んでおりまして、歳入構成比の2.3％となっております。

基金繰入金は、ふるさと応援基金から１億1,317万3,000円を繰り入れるほか、財政調整基金から９億766万3,000円を、学校教育振興基金から2,000万円など、合計で10億6,637万9,000円を計上しております。

町債は、橋梁補修工事や町道補修修繕工事などの土木債で２億340万円、学校ＩＣＴ環境整備事業費など教育債で１億3,450万円、減収補塡債を２億6,190万円見込むなど、合計で６億440万円を計上しております。

次に、歳出といたしまして、第五次総合計画の重点プロジェクト基本目標や主な取組からご説明申し上げます。

始めに基本目標の１つ目、「安心して働き、暮らせる生活環境をつくる」について申し上げます。

本町では、若者や女性を含む多様な人々が安心して暮らし、働き続けられるよう、職住近接の充実や地域交通の最適化を進めながら、併せて柔軟な働き方や子育てとの両立を支える取組と、官民連携やデジタル技術の活用を通じ、持続可能で魅力あるまちづくりを推進してまいります。また、近年、激甚化・頻発化する自然災害を踏まえ、

安全・安心な生活環境の確保を図ってまいります。

まず、町内の雇用機会掘り起こし事業についてであります。

本町では、ものづくり産業の集積などの取組を通じ、これまで多くの企業が立地し、そこで生み出された雇用は、若者の町内定住を支える確かな基盤となり、我が町の活力を維持する大きな支えとなってきました。しかし近年は、町内企業において人材確保が大きな課題となっており、将来を見据えた新たな取組が必要な時期を迎えております。

町内企業と子供たち、若者とのつながりを早い段階から築き、「地元で学び、地元で働く」流れをつくるための取組として、町内企業による工場見学や、ものづくり体験ができるオープンファクトリーの実施や、黒川高等学校での地元企業説明会、さらにハローワークと連携をした就職説明会などを通じて町内の企業や仕事の魅力を知る機会を広げ、若い世代が将来の働き方を具体的に思い描ける環境づくりに努めてまいります。

町内企業への就職による若者の流出防止や人材確保が進むことにより、企業活動の活発化、生産性向上などにより税収の増加となった効果につなげ、町民の皆様一人一人の暮らしの安定と地域全体の持続的な発展につながる取組として引き続き力を入れてまいります。

次に、中心市街地整備事業（吉岡西部土地区画整理事業）についてであります。

吉岡西部土地区画整理事業につきましては、道路整備や宅地造成が着実に進み、新たなまちの姿が徐々に形を見せ始めております。事業区域内に移転新築が進められておりました黒川消防本部の本年４月の供用開始に合わせて、区域内を通る都市計画道路の北四番丁大衡線及び吉岡吉田線の３月下旬供用開始に向け、順調に工事が進められております。

これにより、吉岡中心市街地仙台北部中核工業団地群及び大和インターを結ぶ環状交通ネットワークが一層強化され、今後も引き続き仙台北部地域全体の産業を力強く牽引し、地域産業の発展や住民の安全安心の向上に大きく寄与するものと期待しているところであります。

次に、縁結び応援事業についてであります。

若い世代の定住促進と地域のにぎわい創出を目指し、町内在住・在勤の皆様を対象とした出会いの場づくりと、地域での出会いやご縁を温かく支える「縁結び応援者」の養成をこれからも引き続き実施してまいります。

安心して参加できる婚活イベントを通じて、自然な形で異性と出会う機会が生まれ、

結婚を希望する方々の一歩を後押しするとともに、良縁祈願の伝統行事でもある「島田飴まつり」や歴史などの地域資源を生かすことで、「縁結びのまち」としての魅力を内外に発信し、町への関心や愛着の向上につなげてまいります。

続いて、子ども・子育て支援についてであります。

安心して子供を産み育てられる環境づくりは、町の将来を左右する重要な施策であります。「育てる喜びと育つ喜びが実感できるまち・たいわ」を基本理念とした「第３期大和町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠期から出産、子育てにおいて切れ目のない支援を図り、家庭や地域と連携しながら町内で安心して子育てができるよう、保健・医療の充実や子供が健全に育つ取組を推進してまいります。

本町では、全ての妊産婦や子育て世代、そして子供たちが安心して暮らせる環境を整えるため、令和７年度からこども家庭センターを開設しております。妊婦さんや子育て中のご家庭が抱える様々な悩みや不安に対し、当センターは大きな支えになるものと考えており、引き続き新年度も子育て支援の拠点として、関係機関との連携を密にしながら多様な家庭環境に寄り添ったきめ細やかなサービスを提供してまいります。

また、本町が主導して運営しております病児・病後児保育につきましては、一定の財政負担を伴う事業ではありますが、子育て世代の就労継続や子供の療養環境の確保を支える取組として、新年度におきましても継続して実施してまいります。

このほか、妊産婦や子育て中の保護者に対して、出産や育児に関する経済的支援、妊婦向けの包括的相談支援事業や産後ケアなど、身体的、精神的なケアを提供する伴走型の支援を実施してまいります。また、子育てに関する相談やセミナーを開催し、妊産婦や育児中の保護者の不安などの解消を図るとともに、交流の場を提供し、出産、育児がより安心して行える環境づくりに取り組んでまいります。

次に、健康増進事業についてであります。

町の健康増進計画「健康たいわ21プラン」の第３期計画のスタートの年として、今年度から開始しました健康ポイント事業につきましては既に多くの方にご参加いただいております。

町民の皆様の健康寿命の延伸を目指して、生活習慣や食生活の改善、疾病予防の啓発や早期発見、早期治療につながる取組を進めておりますが、今回のスマートフォンアプリを活用した取組は、健康意識の向上や健康的な生活習慣の定着につながる新たな事業として期待しているところであります。

新年度においても、各年代における保健事業や食育の取組を進め、町民一人一人が自分の健康の維持増進を自ら考え、行動できるまちを目指して、健康づくり事業をさ

らに推進してまいります。

次に、防災・減災対策及び安全・安心なまちづくりについてであります。

自然災害への備えは町政の最重要課題の一つであります。防災施設やインフラの計画的整備・更新を進めるとともに、自主防災組織の育成や防災訓練の充実を図り、地域全体の防災力の向上に取り組んでまいります。

災害時における避難所のトイレ環境整備に関する取組の一つとして導入予定をしておりました「トイレカー」が令和８年２月19日に納入されました。今後、他市町村との協力体制や広域的な連携強化におけるツールの一つとして、また、防災訓練や様々な地区イベント等での活用などを通じて防災意識の高揚などにつなげてまいりたいと考えております。

また、町民が安全・安心に暮らせるまちづくりに向けて、防犯パトロールの強化や防犯カメラの設置に加え、特殊詐欺対策電話機の購入補助、防災用品の購入補助、犯罪被害者支援などを実施し、地域全体の安全・安心を確保するとともに、犯罪の抑止力を高めていきたいと考えております。

特に、防犯カメラは「見守りカメラ」として住民の皆様に安心感を提供し、犯罪の予防に大きく寄与します。また、特殊詐欺対策電話機購入補助事業は、高齢者をはじめとした地域住民の危機管理意識を高め、詐欺被害を未然に防ぐ効果が期待されますことから、これらの取組によってさらに安全で安心なまちを実現してまいります。

次に、基本目標の２つ目、「稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい経済をつくる」について申し上げます。

地域経済を支える基幹産業の振興は、まちの活力を維持向上させる上で極めて重要であります。今後も、町内事業者への支援を継続するとともに、農林業、商工業の振興や企業誘致の推進により、安定した雇用の確保に努めてまいります。

初めに、農林業の振興についてであります。

農業用施設等の再整備や維持、担い手の確保など、広く農林業の経営基盤の充実、安定化を図り、森林資源の適正管理や活用による林業の振興を進め、各産物の高付加価値化により農林業の経営基盤強化を目指します。

まず、農業環境整備事業につきましては、畦畔の撤去や田面均平作業、農業用用水路の簡易整備など農業用施設等の整備に関する補助を令和８年度も行い、農地の効率的活用、農業用施設及び農村環境の適正な維持管理、荒廃農地の発生防止に取り組みます。

併せて、生産性の高い農業の確立を目的とした農業生産組織等に対する転作用等農

業用機械の新規及び更新購入補助を行うことで、作業の省力化・効率化を進めてまいります。

さらに、新最終処分場関連の鶴巣地区農業環境整備事業や土地改良事業、林道整備事業のほか、鳥獣被害対策などにも取り組み、農作業の負担軽減や作業時間の短縮を図り、生産性向上や経営の安定化につなげ、本町の農林業を将来にわたって力強く維持できるよう町として引き続き支援を進めてまいります。

次に、産業の促進についてであります。

本町では、地域経済のさらなる活性化と安定した雇用の創出、特に若者や女性に選ばれるまちを目指し、今後も企業誘致の取組を積極的に進めてまいります。

若者たちが将来の夢を描き、心から就業を望むことができる魅力ある雇用の場を創出するため、町では、立地企業の関連企業やサプライヤーを中心に町独自の企業訪問を行うとともに、各種セミナーやイベントにも出展をし、本町の魅力や立地環境を直接発信してまいります。

また、企業立地の受皿となる環境整備を進めるため、仙塩広域都市計画区域への市街化区域編入に向け関係機関との協議を重ねながら、その実現を目指して積極的に取り組んでまいります。

一方、地域商業の活性化に向けた支援事業といたしましては、地域経済支援として割増し商品券事業を引き続き実証し、物価高騰により低迷する消費意欲の減少を抑制し、地元消費の拡大や地域経済の活性化を図ってまいります。

このほか、町内企業の人材確保や、若い世代の定住を促進する奨学金返還支援事業も引き続き実施し、本町の将来に向けた成長の基盤づくりとして企業誘致に取り組んでまいります。

次に、基本目標の３つ目、「大和町への新しい人の流れをつくる」について申し上げます。

人口減少や少子高齢化、若者の都市部への流出が進行する中、地域の活力を維持確保するためには、移住定住の一層の促進と関係人口、交流人口の拡大が肝要であると認識しております。本町の豊かな自然環境や歴史・文化などの地域資源を最大限活用して、まちおこし事業や各種イベント等を通じ、まちの魅力を内外に発信し、交流人口・関係人口の拡大を図ります。また、未来を担う子供たちが健やかに育ち、学び、生きる力を身につけ、夢や目標を抱き、成長する環境づくりに積極的に取り組んでまいります。

まず、移住・定住の促進についてであります。

市街化区域外の人口減少が続く宮床・吉田・鶴巣・落合地区への移住・定住を促進し、将来にわたって活力ある地域を維持していくため、新築・空き家等の住宅取得やリフォーム支援を支援する移住定住応援事業を引き続き実施していくほかに、従来から、宮床・吉田・鶴巣・落合地区へのお住まいの子育て世代も対象となる制度改正を行います。このことにより、空き家の解消や若い世代の町外流出の抑制と定住化を促し、地域コミュニティーの活性化につなげてまいります。さらに、本町の魅力発信を行う地域おこし協力隊の活動を強化するなどして「住みたい」「住み続けたい」と思える環境づくりを今後も進めてまいります。

このほか、本町の交流促進やにぎわい創出の環境、方向性の一つとして、道の駅や子供の遊び場整備等により、関係人口の構築や多様な人々が集まり交流する新たな場の整備についても今後検討を進めてまいります。

次に、「ひとづくり」についてであります。

放課後や土曜日を活用した学習の場の提供や自然豊かな環境での学びの場の確保、夢を育むための外部講師の授業などを実施し、子供たちの学力向上と豊かな心の育成に取り組んでまいります。

土曜学習「まほろば塾」につきましては、公益社団法人全国学習協会から講師を招き、中学３年生を対象に高校受験対策のための支援等を行ってまいります。

また、夢と希望と志を語る会、こころのプロジェクト「ユメセン」及び林間学校など学年ごとに多様な学びの機会を多数用意し、間接的な学校教育の支援を通じて、総合的な「ひとづくり」を展開してまいります。

このほか、小中学生が積極的に検定試験へ挑戦できるよう応援する検定料補助事業を新年度も引き続き実施いたします。

さらに、情報教育を支える基盤的なツールである学習支援クラウドやＡＩ型ドリル等を積極的に活用し、情報活用能力など、これからの社会を生き抜くために必要な力の育成につながる教育を提供するとともに、家庭での学習環境の充実を図ります。

次に、にぎわい創出であります。

吉岡地区既成市街地の中心であります土地（旧エンドーチェーン跡地）を活用したにぎわい創出事業につきましては、魅力を感じることができる地域づくりをテーマに、安全安心な通学路や多目的広場などの整備について、令和７年度に住民参加型ワークショップを３回開催いたしました。

ワークショップで検討した利用形態や機能等のアイデアにつきましては、新年度に行う吉岡中町地区広場等整備の詳細設計に反映する予定です。

今後、都市計画道路高田中町線の整備方針を含め、吉岡地区の既成市街地の活性化について検討内容を具体化し、交通利便性の向上や歩行者等の安全確保並びに既存市街地のにぎわい創出に向けて事業をさらに前進させてまいります。

このほか、七ツ森湖周辺整備につきましては、令和７年度に企業版ふるさと納税を活用し、四十八滝運動公園内のオートキャンプ場内に新たな遊具整備などを行っております。

令和８年度は、七ツ森湖周辺の既存観光施設である七ツ森ふれあいの里、蛇石せせらぎの森等の再整備・活用に向けた基本構想の策定を予定しております。

本町の豊かな自然環境や歴史・文化など地域の資源を最大限に活用しながら、町の魅力を内外に発信し、交流人口等の拡大を図りながら、にぎわいのあるまちづくりを展開してまいります。

次に、基本目標の４つ目、「ＡＩ・デジタル等新技術を活用する」について申し上げます。

デジタル化の急速な進展や人口減少、働き方改革の浸透など社会環境の変化に対応し、町民の皆様にとって身近で使いやすい行政サービスを実現するためには、デジタル技術を活用した業務効率化が必要であります。町民の利便性向上を最優先に、そして職員の業務効率を高めて、働きがいと意欲の向上につなげてまいります。

まず、オンライン申請での対応業務についてであります。

これまで紙申請であった手続を今後スマートフォンで対応できるよう手続のオンライン化を進め、「書かない窓口」の実現に向けて対応業務を拡充してまいります。

具体的には、新年度において、施設予約とキャッシュレス支払システムを導入し、一部の施設から施設予約をスマートフォンで完結できるよう手続を見直すとともに、子育てサービスに関する各種手続や補助金申請のデジタル化などを進めてまいります。

このほか、庁内の業務効率化を推進するため、各種財務会計や文書管理システムの電子決裁化についても検討を進めてまいります。

今後もデジタル技術を活用した業務の見直しを行い、町民の皆様の利便性向上や負担軽減を図るとともに、開庁時間以外での手続を可能とするなど、持続可能で効率的な行政運営を進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

以上、令和８年度予算案の主な事業を述べさせていただきましたが、今後も続く物価高や、社会保障関係費、人件費の増加等が見込まれる中、現在の財政状況を踏まえますと、これまでと同水準の行政サービスを継続し、安定的に供給していくことは容易ではなく、極めて厳しい局面に直面しております。

このため、当該予算案においては、一部の事業において精査する歳出削減を実施し、優先順位を明確にしながら財源を捻出するなどの対応を行ったところであります。

今後も持続可能で魅力あふれるまちづくりを目指し、職員が一丸となって創意工夫を重ねて自主財源の確保に努めてまいります。

このほか、本会議におきましては、条例改正、令和７年度補正予算及び工事請負契約の変更などのほか、追加提案議案といたしまして契約案件を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

結びに、社会の大きな転換期に直面し、私たちは数多くの課題と対峙しておりますが、変化の時代にあっても一つ一つの課題に真摯に向き合い、活力あるまちづくりを着実に進めてまいります。

町民の皆様とともに魅力あふれる大和町をさらに前進させ、明るい未来を次の世代へしっかりと手渡ししていきたいと考えておりますので、改めて議員各位並びに町民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げますとともに、予算案をはじめとする諸議案につきまして、慎重なるご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして令和８年度の施政方針といたします。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

以上で、施政方針の表明を終わります。

議　　長　（今野善行君）

ここで暫時休憩します。

再開は午前11時といたします。

午前１０時４９分　　休　憩

午前１０時５９分　　再　開

議　　長　（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第３「報告第２号　専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）」

議　　長　（今野善行君）

日程第３、報告第２号　専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）を議題とします。

朗読を省略して提出者の報告を求めます。教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長　（菊地康弘君）

それでは、議案書１ページをお願いいたします。

報告第２号　専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、工事請負契約の変更について別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により議会に報告するものであります。

２ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、議会の議決に指定された町長の専決処分事項について次のとおり専決処分するものであります。

記といたしまして、１、件名及び契約名です。令和７年大和町議会９月随時会議において議案第75号により議決を得た令和７年度大和町立吉岡小学校外構工事であります。

２、金額の変更についてであります。議決を得た契約金額１億2,100万円、変更後の契約金額１億2,537万3,600円、契約金額の増額437万3,600円であります。

３、変更の理由であります。校庭南側の樹木の根上がり等により水勾配が確保できず、校庭内の排水が処理しきれないことがありますことから側溝工を追加したものであります。このことにより増額となったものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

以上で、報告第２号　専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）を終わります。

日程第　４「議案第２号　大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

日程第　５「議案第３号　大和町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」

日程第　６「議案第４号　督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例」

日程第　７「議案第５号　大和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」

日程第　８「議案第６号　大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

日程第　９「議案第　７号　大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例」

日程第１０「議案第　８号　大和町都市公園条例の一部を改正する条例」

日程第１１「議案第　９号　令和７年度大和町一般会計補正予算」

日程第１２「議案第１０号　令和７年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第１３「議案第１１号　令和７年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第１４「議案第１２号　令和７年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

日程第１５「議案第１３号　令和７年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

日程第１６「議案第１４号　令和７年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

日程第１７「議案第１５号　令和７年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

日程第１８「議案第１６号　令和７年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第１９「議案第１７号　令和７年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算」

日程第２０「議案第１８号　令和７年度大和町下水道事業会計補正予算」

日程第２１「議案第１９号　令和７年度大和町水道事業会計補正予算」

日程第２２「議案第２０号　令和４～９年度大和町吉岡西部土地区画整理事業造成工事請負契約の変更について」

議　　長　（今野善行君）

日程第４、議案第２号　大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、日程第22、議案第20号　令和４～９年度大和町吉岡西部土地区画整理事業造成工事請負契約の変更についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長　（児玉安弘君）

それでは、議案書の３ページをお願いいたします。

議案第２号　大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

職員の給与条例につきましては、昨年12月の定例会議におきまして、令和７年人事院勧告に基づき、その影響が令和７年度中に係る改正を行っております。今回の条例改正は、令和８年４月１日以降に影響が及ぶ改正をするものでございます。

初めに、第３条の改正でございますが、議案書記載のとおり各種手当に第２種初任給調整手当の文言を追加するものであります。

次に３ページから４ページにかけて、第９条の２として第３条の改正で追加した第２種初任給調整手当の詳細を規定するものでございます。第２種初任給調整手当につきましては、新たに採用された職員が採用の日を基準として、その地域の最低賃金に相当する額を下回らない月例給与水準を確保するための手当であります。第２種初任給調整手当の計算につきましては、地域手当を含めた給料月額を時給相当に割戻し、その地域の最低賃金と比較をして下回った場合、その差額を月額相当に換算して支給するものとなります。

次に、第14条の通勤手当の改正についてであります。通勤手当につきましては、現在、片道60キロメートル以上の距離区分が上限となっておりますが、片道100キロメートル以上の距離区分を上限に改正するものであり、その各距離区分を規則で定めるよう改正するものでございます。

６ページをお願いいたします。

通勤手当の距離区分のほか、第５項として通勤に駐車場等を利用する場合における手当を新設するものです。駅等を利用する職員が通勤のために駐車場等を利用する際に、月額5,000円を上限に支給が可能となるものでございます。そのほか、第５項を追加したことに伴い項ずれが生じるため、第６項以降を繰り下げる改正となってございます。

８ページをお願いいたします。

第20条では、今回の改正で第２種初任給調整手当を追加したことに伴い、勤務１時間当たりの給与額の算出に当該手当を算入するための追加をするものでございます。

次に、令和４年12月に定年延長関係で改正を行った附則の改正となります。暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員における給与条例の適用について規定しておりますが、本改正の第２種初任給調整手当を追加するものでございます。

附則となりますが、第１条で改正条例の施行は令和８年４月１日からとしております。

第２条は第２種初任給調整手当に関する経過措置の規定であり、当該手当の計算に地域手当を含めることから、令和６年人事院勧告に伴い、令和10年まで経過措置が設けられております地域手当と同様に経過措置を設けるものであります。

第３条は経過措置の規則への委任でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

引き続き。

総務課長兼危機対策室長　（児玉安弘君）

それでは、引き続きまして９ページをお願いいたします。

議案第３号　大和町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例は、上下水道課所属の企業職員の給与を規定する条例で、その基準は大和町職員の給与に関する条例の規定の例によるものとしておりますが、給与の種類は本条例におきまして規定しているものでございます。職員の給与に関する条例の改正により第２種初任給調整手当が新設されましたことから、第２条第３項の手当の種類の中に第２種初任給調整手当を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和８年４月１日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

税務課長青木　朋君。

税務課長　（青木　朋君）

よろしくお願いいたします。

議案書10ページをお願いいたします。

議案第４号　督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

本案につきましては、３月定例会会議前の各常任委員会におきましてご説明をさせていただきました町税等の督促手数料の廃止に関するものでございます。

概要といたしまして、地方税法では督促状の発送は義務である一方、督促手数料の徴収は任意とされておりますが、本町では、これまで条例に基づき督促状１通につき100円を徴収してまいりました。しかし、令和５年４月から地方税統一ＱＲコードによる共通納税が導入され、納付書に印字された金額のみを機械的に収納される仕組みへ移行いたしました。これにより、督促状発送後に当初送付の納付書で納付される場合、これまでは金融機関や役場等の窓口において本税に督促手数料を手書きで加筆し、同時に納付することができておりましたが、現在は役場等の窓口では対応を継続しているものの、金融機関の窓口では加筆対応ができなくなるなど、納付の方法や場所によって督促手数料が徴収できないといった実務上の課題が生じております。加えまして、督促手数料の徴収に伴う会計処理や収納管理など付随事務に職員の時間と労力を要している現状もございます。このことから、今回、督促手数料を廃止することで事務量を削減し、確保した時間と人員を滞納整理や納税相談など本税を確保することに重点配分することで事務の効率と徴収率の向上を図ろうというものでございます。

なお、本案では、町税のみならず分担金や使用料などの税外収入に係る督促手数料につきましても同様に廃止とさせていただくものでございまして、大和町税条例を含む７つの条例を一括改正する案でございます。

条文でございます。

第１条は、大和町税条例の一部を次のように改正するものでございまして、当条例の第２条第１項第２号中の督促手数料の文言を削除し、第21条は督促手数料に関する規定のため削除するものでございます。

第２条は大和町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を次のように改正するもので、当条例の条例名を大和町税外収入の督促及び延滞金徴収条例に改称するもの、併せて第１条中の督促手数料を督促と改め、11ページにかかりますが、改正前の第３条を削除し、以降の各条番号を繰り上げるもの、さらに条の見出し及び条文中の督促手数料の文言を削除するものでございます。

第３条は、大和町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正するもので、当条例の第５条を削除するもの。

第４条は大和町介護保険条例の一部を次のように改正するもので、当条例の第８条を削除するもの。

第５条は、仙塩広域都市計画事業大和町吉岡西部土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を次のように改正するもので、当条例の第33条について、条の見出し及び条文中の督促手数料の文言を削除するもの。

12ページをお願いいたします。

第６条は、大和町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。当条例の第13条について、条の見出し中の督促手数料の文言を削除し、改正前の第２項を削除するもの。これに伴い、改正前の第３項を第２項に繰上げ、引用する項番を繰上げ後の番号等に改めるもの、さらに督促手数料の額及び徴収方法に関する部分を削除するものでございます。

第７条は、大和町農業集落排水処理施設の分担金に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。当条例の第12条について、条の見出し中の督促手数料の文言を削除し、改正前の第２項を削除するもの。これに伴い、改正前の第３項を第２項に繰上げ、引用する項番号を繰上げ後の番号等に改めるもの、さらに督促手数料の額及び徴収方法に関する部分を削除するものでございます。

附則でございます。

第１条はこの条例の施行期日で令和８年４月１日から施行するもの。

第２条は経過措置を規定するものでございます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長　（吉川裕幸君）

それでは、議案書13ページをお願いいたします。

議案第５号　大和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の改正は、地方税法の改正に伴い、後期高齢者医療制度における公示送達の方法について所要の改正を行うものでございます。

地方税法において、納税通知書は納税義務者に送達することを義務づけております。

納税通知書等の公示送達については、送達が困難な場合の特例として定められており、書類を交付すべき相手の居所が不明な場合に本庁及び出張所の掲示場に特定の情報を掲示することで書類を送付したものとみなす手続となります。

今回の改正では、第７条公示送達の規定の一部を改正するもので、公示送達方法のデジタル化、インターネットによる閲覧を行うものであり、公示事項、送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けるべき者の氏名、その書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、これまでの公示事項が記載された書面を本庁及び出張所の掲示場に掲示し、または公示事項を事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置を取ることによって行うものとし、改正するものです。

その他、第７条本文中の公告式条例の規定の部分の改正は、掲示場の場所を示す根拠条文を第２条から第２条第２項と明確にし、整理したものです。

附則でございます。

第１項、施行期日については、地方税法等の一部を改正する法律附則第１条第12号に掲げる規定の施行の日から施行するとしており、その施行期日は改正法の公布日、令和５年３月31日から起算して３年３月を超えない範囲で政令で定める日となっており、本年６月末までの施行を予定しております。

第２項、経過措置については、この条例による改正後の大和町後期高齢者医療に関する条例第７条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例によるとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

商工観光課長星　正己君。

商工観光課長兼企業立地推進室長　（星　正己君）

それでは、議案書14ページをお開き願います。

議案第６号　大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正につきましては、利用者からの意見、アンケート結果を受け、近隣市町村のキャンプ場と再度比較検討をし、大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関す

る条例の一部を次のように改正するものでございます。

新旧対照表をご覧願います。

別表第１中、宿泊使用料につきまして3,000円から1,000円に改めるもの、デイキャンプの加算使用料を削除するものでございます。

附則でございます。

この条例は令和８年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長　（江本篤夫君）

続きまして、議案書15ページをお願いいたします。

議案第７号　大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例でございます。

今回の条例改正は、道路法施行令の一部を改正する政令が令和７年12月26日に公布され、本年４月１日より施行される予定となっており、この施行に伴いまして本条例を改正するものでございます。

道路法施行令の一部を改正につきましては、令和６年度に行われました固定資産税評価額の評価替え等を踏まえ、道路占用料の額の改定等が行われ交付されるもので、本条例の占用料等につきましても道路法施行令に準拠し、本条例の別表の第２条関係について改めるものでございます。

別表のうち、道路法第32条第１項第１号に掲げる工作物から、議案書21ページの道路法施行令第７条第14号及び15号に掲げる施設まで下線を引いた箇所の占用料の単価及び占用料の算定の乗数、占用料項目を追加し、定めるものでございます。

附則でございます。

第１項の施行期日は令和８年４月１日から施行するものでございます。

第２項は経過措置でございます。改正後の条例の規定につきましては、施行日以後に徴収すべき占用料等について適用し、施行日の前日までに徴収すべき占用料につきましては、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書22ページをお願いいたします。

議案第８号　大和町都市公園条例の一部を改正する条例でございます。

今回の条例改正は、先ほどの大和町道路占用料等条例の一部の改正と同様に道路法施行令の改正に合わせ改正するもので、別表第５記載の占用区分は道路法施行例に示します類似施設等を参考に適用しておりまして、今回変動のあった２項目につきまして同様に改めるものでございます。

附則でございます。

第１項の施行期日は令和８年４月１日から施行するものでございます。

第２項は経過措置につきまして規定をするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

財政課長佐々木克敏君。

財政課長　（佐々木克敏君）

では、議案書の23ページをお願いいたします。併せまして、別冊の一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第10号）につきましても準備をお願いいたします。

議案第９号　令和７年度大和町一般会計補正予算（第10号）でございます。

第１条第１項は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ４億906万4,000円を減額いたしまして予算の総額を150億3,243万6,000円とするものであります。第２項歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、第１表歳入歳出予算補正によるものであります。

第２条繰越明許費につきましては、第２表繰越明許費により設定するものであります。

第３条債務負担行為の補正につきましては追加でございまして、第３表債務負担行為補正によるものであります。

第４条地方債の補正につきましては変更でございまして、第４表地方債補正によるものであります。

それでは、議案書の28ページをお願いいたします。

第２表繰越明許費でございます。令和８年度へ繰り越して執行する見込みのある事業につきまして、記載の金額を限度として議決をお願いするものであります。

２款１項防犯灯新設は137万8,000円。２款３項住民基本台帳、戸籍附票システム改修は710万6,000円。

５款１項ため池外改修調査測量設計等は5,190万円。

６款１項あさひな湖畔公園遊具設置は395万2,000円。

７款１項雨水貯留施設設置は1,746万4,000円。７款２項道路改良は１億1,324万3,000円。７款３項河川改良は1,981万円。７款４項都市計画マスタープラン等策定及び緑道整備工事等は1,136万8,000円。

７款５項町営住宅明渡請求は70万4,000円。

８款１項消火栓移設は160万円。

９款２項吉岡小学校外構工事等は１億8,782万2,000円。９款３項宮床中学校貯水槽設備改修は1,590万6,000円。９款４項宮床歌の小径木橋更新は376万3,000円。９款４項まほろばホールCO_2センサー修繕は23万4,000円。

10款２項河川災害復旧は2,072万3,000円でございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

第３表債務負担行為補正追加でございます。

こちらに記載の７事業につきまして、本年３月中に発注調達行為を行い、４月早々から業務を行うため債務負担行為の承認をお願いするものでございます。

期間につきましては、全て令和７年度から令和８年度までとなっております。

また、限度額につきましては、それぞれ記載のとおりです。

続きまして、30ページをお願いいたします。

第４表地方債補正変更でございます。全部で７件ございます。補正前は合計で２億5,510万円、補正後は１億8,300万円に変更するものであります。事業費の確定や見込み等による変更でございます。

初めに、緊急自然災害防止対策事業債については、町道もみじケ丘幹線２号線外の舗装修繕工事等の確定及び見込みによる減額、緊急浚渫推進事業債については、湯名沢川、山田川の堆積土砂撤去の確定による減額、一般会計出資債（水道事業）については、難波・金取南上水道更新事業の確定による減額、公共施設等適正管理推進事業債については、まほろばホール長寿命化改修等に要しました費用の確定による減額、緊急防災・減災事業債についてはＪアラート受信機システム更新費用の確定によります減額、河川補助災害復旧事業債は山田川、湯名沢川の災害復旧事業の確定による減額、デジタル活用推進事業債は健康ポイント事業の確定による減額でございます。

続きまして、別冊の事項別明細書の３ページをお願いいたします。

２の歳入でございます。

１款１項１目個人、２目法人につきましては確定見込みによる増額、２項１目固定資産税及び６項１目都市計画税につきましては収入見込みによる増額であります。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金は実績見込みによる減額。

12款地方交付税につきましては、普通交付税ですが法令等の改正による再算定の結果、追加交付となりました２億2,707万1,000円の計上でございます。

13款交通安全対策特別交付金は実績見込みによる減額。

14款１項２目教育費分担金は、日本スポーツ振興センターの分担金で対象者の確定により減額するものです。

４ページをお願いいたします。

同じく14款２項１目民生費負担金２節は、保育所運営費と放課後児童クラブ利用料について、利用者の確定見込みにより減額するものです。

15款１項使用料につきましては、それぞれ実績見込みによる補正で、５目土木使用料は減額、６目教育使用料につきましては、１節小学校使用料及び２節中学校使用料を増額、４節森の学び舎使用料を減額するものです。次に、２項手数料は、１目総務手数料は今後の見込みによる減額、３目衛生手数料は、１節清掃手数料及び２節飼犬手数料は実績見込みにより減額するものです。

16款１項１目民生費国庫負担金につきましては、１節、次のページに進みまして、４節、５節がございますが、各負担金につきましてそれぞれ交付決定及び実績見込みによる増額と減額でございます。２項１目総務費国庫補助金１節から３節は事業実績見込みにより増額するもの、３節は事業費実績確定による減額です。２目民生費国庫補助金２節は子ども・子育て支援等に係る事業実績見込みによる増額、４節につきましても、物価高対応子育て応援手当支給事務費の事業実績見込みにより増額するものです。４目農林水産業費国庫補助金は農村地域防災減災事業費の交付決定による減額、５目土木費国庫補助金２節は西原第一住宅の給排水等更新工事について、事業の確定見込みによる減額、６目消防費国庫補助金につきましても事業の確定見込みによる減額であります。７目教育費国庫補助金の１節及び２節は実績見込みによる減額。

６ページに進みまして、３項１目総務費委託金１節は演習場周辺対策に係る委託金等で収入見込額確定による増額、２節は外国人登録事務費の確定見込みによる増額です。２目民生費委託金は、特別児童扶養手当事務費の確定見込みによる減額。３目土木費委託金は、竹林川遊水地管理等業務に要する費用の額確定による減額であります。

17款１項１目総務費県負担金は、移住支援事業費の確定による減額。２目民生費県負担金の１節、４節、５節は、国庫負担金と同じ事業でありまして、法定負担分により交付されるもので、目全体では減額となります。２項１目民生費県補助金１節は、事業の確定見込みによりまして節としては減額となるもの、３節は事業費対象者数の

見込み等により増額及び減額するものです。

７ページをお願いいたします。

２目衛生費県補助金は、事業実績見込みによりまして減額。３目農林水産業費県補助金１節は、各種事業の確定及び実績見込みにより節としては減額となるもの、２節は林道橋の補修実施設計の確定により減額するものです。４目消防費県補助金、５目教育費県補助金は、事業の実績見込みによる減額です。３項１目総務費委託金の３節、４節、５節はそれぞれの事業費確定により減額となるもの、２目土木費委託金は樋管操作管理費の確定による増額です。

８ページをお願いいたします。

18款１項１目１節土地建物貸付収入は町有財産貸付収入の実績見込みによる増額。２目利子及び配当金につきましては、それぞれの基金利子の見込み等による増額。

19款１項３目教育費寄附金につきましては吉岡更生保護女性会からの寄附を計上するもの。４目ふるさと寄附金につきましては企業版ふるさと寄附金の確定見込みによる増額でございます。

２款１項１目財産区特別会計繰入金につきましては、宮床財産区からの繰入金が確定したことによりまして減額するもの、２項１目財産調整基金繰入金につきましては３月補正の財源調整による減額です。

９ページをお願いいたします。

２目防衛施設周辺整備交付金基金繰入金は事業費確定見込みにより増額、４目ふるさと応援基金繰入金は充当事業費の確定見込みによりまして減額するものでございます。

22款４項３目衛生費受託事業収入は、健診受託事業の実績見込みによりまして減額するもの、22款５項２目雑入は、それぞれの事業等で実績及び実績見込みにより増額及び減額するものです。

23款１項１目土木債は、10ページ、５目衛生債につきましては、先ほど議案書の30ページでご説明いたしました第４表地方債補正と同じでございますので説明は割愛させていただきます。

歳入は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長　（児玉安弘君）

それでは、引き続き事項別明細書11ページをお願いいたします。

歳出となります。

１款１項１目議会費でございます。４節は、議員共済負担金の算定基準額の変更に伴い減額するものでございます。

なお、以降の各款項目の２節、３節、４節の人件費関係につきましては、給料及び各手当の執行見込み、共済費の実績見込みなどにより調整するものでございますので、特別の事情がある場合を除き説明を省略させていただきますことをご了承願います。

７節は講師謝金に係る不用額の確定、８節は本会議及び委員会などの費用弁償、随行職員の旅費確定見込み、10節は議会広報紙の支出確定、12節は議会会議録作成業務の確定見込み、13節は議会用タブレットの借り上げ及び議会県外行政視察現地移動の際のタクシー借り上げの支出確定により、それぞれ減額いたすものでございます。

次に、２款総務費１項１目一般管理費でございます。１節は、特別職給料等審議会の開催がなかったことによる減額。

12ページをお願いいたします。

７節につきましては、行政区長への謝金、顧問弁護士料、職場内研修の講師謝礼の実績見込みにより減額いたすものでございます。８節につきましては、職場内研修開催時の講師費用弁償、研修所等への派遣研修の旅費、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当の実績見込みにより減額するものでございます。10節は町長車用タイヤ、燃料費の額確定見込みによる減額、12節は職場内研修の外部講師派遣業務の実績見込みによる減額でございます。17節は町長車購入に係る費用で額確定による減額、18節は、宮城黒川地方町村会負担金、職員研修事項に係る研修所への負担金と行政区運営事業等に係ります補助金額の確定による減額でございます。

なお、今年度スタートいたしましたこの補助金は、26団体398万7,500円の補助を行ったところでございます。

続きまして、２目文書広報費でございます。３節はみやぎふるさとＣＭ大賞への応募作品作成に係る関係職員の時間外勤務手当の減額、７節は広報記事作成等の謝礼、広報モニターへの記念品の実績見込み、８節は広報セミナー不参加による旅費の減額、10節は広報たいわに関する印刷製本費の実績見込み、12節は例規集加除に係る費用の額確定による減額、13節は印刷機借り上げ額の確定による減額、17節は広報取材用の機材購入額の実績確定による減額、18節は日本広報協会の広報セミナー不参加による減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

財政課長佐々木克敏君。

財政課長　（佐々木克敏君）

続きまして、13ページをお願いいたします。

３目財政管理費でございます。11節役務費及び17節備品購入費は、財政課管理による各課共用の携帯電話購入を検討しておりましたが、現在各課で契約している携帯電話の状況を精査し、引き続き各課管理で活用していくこととなったため、通信運搬費、機械器具費を減額するもの、12節は公会計システム保守業務の確定による減額、24節は財政調整基金ほかについて利子の積立てを行うため積立金を増額するものであります。

続きまして、５目財産管理費につきましては、公用車管理費、普通財産管理費、庁舎管理費につきまして、実績見込みにより補正をお願いするものであります。10節光熱水費は役場庁舎の電気料の実績見込みによる増額、11節は除雪機点検業務の額確定による減額、12節の業務委託は、庁舎管理施設点検業務、マイクロバス運転業務などの実績見込みによる減額です。測量・設計・施工・監理委託につきましては、役場庁舎空調調査及び基本設計業務の額確定によります減額でございます。14節工事請負費については、旧吉田土地改良区事務所の解体工事完了によるもの及び役場庁舎南側にあります障害者用の駐車スペースへのソーラーパネルつき屋根を設置する予定でございましたが、建築基準法における延焼ラインの要件を満たさないことが判明し、設置できないこととなったため、その事業費を減額するものであります。17節は今年度２台の公用車を更新しており、額の確定による減額、18節は防火管理者資格取得講習会受講料の減額、24節は庁舎建設基金の利子の積立てを行うため積立金を増額するもの、27節は土地開発基金の利子の積立てを行うため繰出金を増額するものです。

以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長　（遠藤秀一君）

続きまして、６目企画費でございます。企画費のうち、企画管理費、防衛施設周辺整備対策費、大和町総合計画策定費、ふるさと寄附事業費及び地域おこし協力隊事業費につきましては、事業実績見込みに伴う予算の調整を行ったものでございます。また、移住定住促進事業は、本年度から奨学金返済支援事業を開始し、当初予算では１人10万円の150人分、1,500万円の予算措置を行いましたが、結果的には58人の支援となりまして差額分948万5,000円を含む減額予算調整を行うものでございます。

１節は総合計画審議会委員の報酬額の確定による減額。

14ページをお願いいたします。

７節は地域おこし協力隊の採用が６月中旬になりましたことから、約２か月分の減額をお願いするもの、８節につきましては総合計画審議会の委員の費用弁償及び職員研修旅費の減額でございます。10節は事務用消耗品費、印刷製本費の減額でございます。11節は文書通信費等の減額でございます。12節は総合計画策定業務委託の契約差金の減額でございます。13節は、職員先進地視察研修の際の車借り上げ及び有料道路通行料の減額でございます。14節はテレビ共同受信施設に係る工事費の確定による減額でございます。18節補助金でございますが、高等学校通学助成費、子育て支援住宅奨励金、奨学金返済支援事業、空き家等利活用事業、三世代同居応援事業、空き家等利活用活用事業、県の事業でございます移住支援事業、地域おこし協力隊活動費補助金の確定見込みに伴う減額でございます。24節は、ふるさと応援基金等の基金の過日分の積立てをお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長　（児玉安弘君）

続きまして、７目電子計算費でございます。10節は機器修繕費の額確定による減額、11節はクラウド回線利用料等の額確定見込みによる減額、12節は自治体情報システム標準化・共通化対応業務委託料等の額確定による減額、13節は各種電算機器借り上げに係る契約額の確定による減額、18節は県高度情報化推進協議会負担金額の確定による減額でございます。

続きまして、９目交通安全対策費でございます。８節は交通安全指導員の費用弁償額確定見込みによる減額、11節は交通安全指導員の保険料の額確定見込みによる減額

でございます。

15ページをお願いします。

次に、10目無線放送施設管理費でございます。10節は防災行政無線屋外子局電気料の確定見込みによる減額、12節は防災行政無線再送信局周辺の除草費用の確定見込みによる減額、18節は電波利用料の額確定による減額でございます。

続きまして、11目女性行政推進事業費でございます。１節及び８節は男女共同参画推進協議会委員報酬、費用弁償の額確定による減額、10節は各種事業実施の際の事務用消耗品費等の額確定による減額でございます。

次に、12目消費者行政推進事業費でございます。７節は消費生活講座講師謝礼の確定による減額。

次に、13目諸費のうち総務課所管分でございます。事業内訳のうち、一般管理費2,000円の増額は、７節中学生の人権作文コンクール参加賞として１万8,000円の増額、10節は社会を明るくする運動用ステッカー作成費額確定により１万6,000円を減額するものでございます。防犯対策費につきましては、14節で防犯カメラ設置工事費の額確定見込みによる減額でございます。表彰費は町制施行70周年記念表彰式を開催し、その費用等の確定による減額でございます。１節及び８節は表彰審査委員会の委員報酬、費用弁償の額確定による減額、７節は表彰者数等の確定による減額でございます。10節は表彰式に係ります消耗品、接待用茶菓代、主体印刷費用の確定による減額、11節は表彰式の案内状、記念写真の郵送料等の額確定による減額でございます。

次に結婚支援事業費につきましては、７節は縁結び応援者養成セミナー講師謝礼の確定等による減額、10節は婚活イベントに係ります事務用品代等の確定見込みによる減額、11節はイベント案内用郵送料等の額確定見込みによる減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

財政課長佐々木克敏君。

財政課長　（佐々木克敏君）

続きまして財政課分でございます。

財政課分といたしまして、財産区地域振興費の減額でございます。16ページ、18節負担金補助及び交付金につきまして、桜里山公園をつくる会への補助金の額確定による減額でございます。

財政課は以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長　（吉川裕幸君）

同じく諸費、町民生活課所管分としまして自衛官募集事務費及び空き家等対策事業費でございます。１節は空き家等対策協議会に係ります報酬を実績見込みにより減額、８節は空き家等対策協議会に係ります委員費用弁償、自衛官募集事務に係ります職員旅費を実績見込みにより減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長　（江本篤夫君）

同じく13目諸費のうち、都市建設課所管の防犯灯対策費でございます。10節の光熱水費につきまして防犯灯電気料金確定見込みによります減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

税務課長青木　朋君。

税務課長　（青木　朋君）

続きまして、２項１目税務総務費でございます。３節は職員の時間外勤務手当で病気休暇等の対応及び申告事務等に対応するための増額をお願いするものです。

２目賦課徴収費でございます。賦課徴収費のほうで91万円の減額を、管理徴収費で22万4,000円の増額を、定額減税補足給付事業費で2,130万7,000円の減額をするものでございます。内訳です。３節は定額減税事務作業の確定によるもの、７節は納税貯蓄組合の完納報奨金で、納付税額の増に伴い報奨金が不足となる見込みのため増額をお願いするもの、10節及び11節は定額減税事務等の実績見込みによるもの、12節は納

税通知書等発送業務及び定額減税給付事業のシステム導入業務の確定によるもの、18節は地方税共同機構への収納手数料負担金額の確定によるもの、19節は定額減税補足給付事業の給付額の確定による減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長　（吉川裕幸君）

続きまして、３項１目戸籍住民基本台帳費でございます。

17ページをお願いいたします。

３節はマイナンバーカード休日交付時間外勤務手当を実績見込みにより減額、８節はコンビニ交付システム確認試験に係る旅費を実績見込みにより減額、10節は移動届出用紙等の印刷製本費を実績見込みにより減額、11節は氏名の振り仮名法制化に係る通知書、マイナンバーカード関係等郵送料を実績見込みにより減額するものでございます。12節は氏名の振り仮名法制化対応に係る住民基本台帳、戸籍附票システム改修業務の追加であります。氏名の振り仮名一括取り込み対応住民基本台帳システム改修業務及び旧字振り仮名データ連携対応及び記載対応戸籍附票システム改修業務を予定しております。

なお、このシステム改修業務は、社会保障税番号制度システム整備費補助金対象でありまして、今後、補助申請を行いまして今月下旬に交付決定を見込んでおり、年度内に事業完了が困難なことから翌年度へ繰越しを予定しているところであります。

13節はシステム標準化に係る戸籍システム賃貸借、マイナンバーカード券面プリンター賃貸借等借上料を実績見込みにより減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長　（児玉安弘君）

続きまして、４項３目参議院議員選挙執行費でございます。第27回参議院議員通常選挙は、７月３日公示、７月20日投開票で行われ、当日有権者数２万3,013人、投票

者数１万2,843人、投票率55.81％となったところでございます。１節から13節までは選挙執行が完了し、執行経費が確定したことにより不用額をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、４目宮城県知事選挙執行費でございます。宮城県知事選挙につきましては、10月９日告示、10月26日投開票で行われ、当日有権者数２万2,796人、投票者数１万854人、投票率47.59％となったところでございます。１節から３節まで選挙執行完了により執行経費が確定したことにより、不用額をそれぞれ減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長　（遠藤秀一君）

続きまして、５項１目統計調査費につきましては、国勢調査等の指定統計調査費に係ります確定見込みといたしまして、１節は国勢調査員の報酬の減額、８節、10節、11節、12節は国勢調査等の事業執行不用分を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長　（児玉安弘君）

続きまして、６項１目監査委員費でございます。

１節及び、19ページに行きまして、８節につきましては監査及び検査等の実績見込みにより減額いたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

福祉課長早坂　基君。

福祉課長　（早坂　基君）

続きまして、３款民生費でございます。

１項１目社会福祉総務費でございます。１節は民生委員推薦会実績に伴います委員報酬の減額、７節は民生委員推薦準備会実績に伴います委員謝礼の減額、８節は民生委員推薦会及び準備会委員の費用弁償の減額でございます。18節は町社会福祉協議会への補助金につきまして、今年度の人事院勧告によります人件費の増額分を追加で補助するための増額補正及び町遺族会への運営補助金の精算による減額でございます。24節は長寿社会対策基金積立金利子の増額、27節は国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金といたしまして、保険財政運営支援費及び保険基盤安定制度費の減額でございます。

続きまして、２目老人福祉費でございます。19節は介護用品購入助成事業、措置入所者の退所及び高齢者外出支援事業の実績見込みによります減額、27節は介護保険事業勘定特別会計への地域支援事業費、介護給付費等に係ります繰出金を減額するものでございます。

続きまして、４目障害者福祉費でございます。

20ページをお願いいたします。

７節は障害者福祉計画推進協議会開催実績及び障害支援区分認定調査業務等の執行見込みによります委員謝礼の減額、12節はグループホーム体験ステイ事業の実績見込みによります減額、18節は身体障害者用自動車改造費補助金の実績見込みによります増額でございます。19節は日常生活用具給付費の実績見込みによります減額、22節は令和６年度障害者医療費国庫負担金、宮城県自立支援医療費（更生医療・育成医療）負担金、宮城県療養介護医療費等負担金の額の確定に伴います増額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長　（吉川裕幸君）

続きまして、６目後期高齢者福祉総務費でございます。27節は後期高齢者医療特別会計へ繰出金としまして保険基盤安定負担金分を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

暫時休憩します。

再開は午後１時からとします。

午前１１時５８分　　休　憩

午後　１時００分　　再　開

議　　長　（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長兼こども家庭センター長　（小野政則君）

それでは、午後からもよろしくお願いいたします。

事項別明細書20ページをお願いいたします。

３款２項１目児童福祉総務費でございます。児童福祉総務費は、児童福祉総務費、子ども虐待防止推進費、児童支援センター事業費に要する費用について補正をお願いするものであります。２節と４節は子ども・家庭支援の中途退職等により、不用額をそれぞれの科目で減額をお願いするものであります。10節は児童支援センターの修繕費について、額確定見込みにより減額をお願いするものであります。

２目児童措置費でございます。児童措置費は、誕生祝事業費、物価高対応子育て応援手当事業費に要する費用について補正をお願いするものであります。10節につきましては、誕生祝事業費の消耗品について額確定見込みにより減額をお願いするものであります。11節は物価高対応子育て応援手当事業における手数料について不足が生じるため増額をお願いするものであります。

３目母子福祉費でございます。母子福祉費につきましては、財源の組替えを行うものであります。

４目保育所費でございます。保育所費は、保育所管理費、私立保育園運営費、もみじケ丘保育所費、子育てのための施設等利用給付費及び病後児保育事業に要する費用について補正をお願いするものであります。

21ページをお願いいたします。

３節の時間外勤務手当については、もみじケ丘保育所職員に係る実績に応じ増額をお願いするものであります。７節は、もみじケ丘保育所職員研修の講師謝礼について、

額確定により減額をするものであります。８節は、職員研修の講師の費用弁償の額確定により減額をお願いするものであります。10節は、保育教材等の消耗品と保育所入所申込みの印刷製本について実績に応じ減額をお願いするものであります。12節の業務委託につきましては、私立保育園の運営費実績見込みによる増額と、測量・設計・施工・監理委託については、もみじケ丘保育所長寿命化改修工事実施設計の契約差金を減額するもの、施設備品管理委託については、病後児保育施設の施設管理委託について額確定により減額補正をお願いするものであります。13節の機械借り上げについては、もみじケ丘保育所のＡＥＤリース料について入札差金を減額するものであります。18節につきましては、認定こども園等への負担金補助金実績見込みで増額、減額をお願いするものであります。

22ページをお願いいたします。

５目児童館費でございます。児童館費は、児童館管理費及び各児童館に要する経費について補正をお願いするものであります。１節、３節、４節は、会計年度任用職員の報酬、手当、社会保険料について実績見込みにおいて増額、減額をお願いするものであります。７節は、職員研修に係る講師謝礼について額確定により減額をお願いするものであります。10節は、修繕料について額確定見込みにより減額をお願いするものであります。11節の手数料につきましては、人材派遣の手数料について皆減をするものでございます。13節については、機械借上料について、ＡＥＤリースについて入札差金を減額するものであります。18節は、放課後児童健全育成事業補助事業について、実績見込みにより増額をお願いするものであります。

以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

福祉課長早坂　基君。

福祉課長　（早坂　基君）

続きまして、同じく３項１目災害救助費でございます。災害救助費は、災害で被災した世帯に対します生活再建を図るために要した費用でございます。

23ページをお願いいたします。

18節は、令和４年福島県沖地震で被災した世帯の住宅再建をするための加算支援金を予算措置しておりましたが、本年度、申請期限を迎えまして、申請期限がございませんでしたので減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

健康推進課長大友　徹君。

健康推進課長　（大友　徹君）

続きまして、４款衛生費１項１目保健衛生総務費でございます。１節は、母子保健事業等の事業に従事いたしました専門職の会計年度任用職員の勤務実績の見込み並びに健康づくり推進協議会実施予防対策連絡協議会の委員報酬の確定による減額でございます。７節は乳幼児の健診、セミナー等に従事する医師、看護師、歯科衛生士等の報償金及びひきこもり居場所支援事業の講師の謝礼について実績見込みによる減額でございます。賞賜金は、保健推進委員退任者及び健康づくり実践者表彰受賞者に対する記念品、出産祝品贈呈事業の絵本購入費用の確定により減額するものでございます。８節は、健診業務、栄養改善事業、健康づくり事業に従事しました会計年度任用職員の通勤手当の勤務実績見込み並びに健康づくり推進協議会、自死予防対策連絡協議会の委員費用弁償の確定による減額でございます。10節は、自死予防対策事業に係ります事務費の実績見込みによる減額でございます。11節は、調理実習用のエプロンクリーニング代、公用車自賠責保険料の確定により減額するものでございます。12節は、妊産婦、乳幼児の健診業務、新生児聴覚検査、産後ケア事業などの委託料の実績見込み及び保健推進委員の研修会、講師派遣、健康管理システム改修業務委託費の確定による減額でございます。

24ページをお願いいたします。

13節は、出張時の有料道路通行料の実績見込みによる減額でございます。17節は、聴覚検査機器購入費確定による減額でございます。18節は、宮城県が実施している産後ケアサービスの提供施設への補助事業に係る町負担金の確定により減額するものであります。19節は、不妊検査費・治療費助成事業、骨髄バンクドナー助成事業の実績見込みによる減額でございます。22節は、令和６年度の母子保健衛生費国庫補助金の確定精算により返還が生じるため償還金の計上をお願いするものでございます。27節につきましては、浄化槽設置整備事業補助金の確定に基づき下水道事業会計への繰出金を減額するものでございます。

次に、２目予防費でございます。１節は健康教育事業、健診業務等に従事します専門職事務補助の会計年度任用職員の勤務実績見込みによる報酬の減額でございます。

７節は、新型インフルエンザ等対策行動計画策定に係ります有識者会議の委員謝礼及び健康教育事業の講師謝金の実績見込みにより減額するものでございます。８節は、健康教育等の各事業に従事した専門職の会計年度任用職員の勤務実績見込みによる通勤手当の減額でございます。10節は、健康教育事業の参加者に配布する啓発資料の購入代、がん検診事業の封筒、クーポン券、受診勧奨はがき等の印刷費用について実績見込みによる減額するものでございます。11節は、基本健診、各種がん検診等の受診票の送付、結果通知、受診勧奨などに要しました郵便料について実績見込みにより減額するものでございます。12節は、結核検診、乳幼児の定期接種、高齢者のインフルエンザ、新型コロナウイルス、子供インフルエンザなどの各種予防接種事業の実績見込み、またサブロー健康塾など健康教育事業の講師派遣業務、健康診査業務、各種がん検診業務の実績見込みによる減額でございます。13節は、出張先での駐車料金の、有料駐車場代の実績見込みによる減額でございます。19節は、医療用ウィッグ等購入費助成事業、帯状疱疹予防接種費用助成事業の実績見込みにより減額するものでございます。22節は、風疹抗体検査事業、マイナンバー情報連携のための健康管理システム改修経費に係ります令和６年度の国庫補助金及び新型コロナワクチン定期接種助成金、さらにはコロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金などの確定精算により返還金の計上をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長　（吉川裕幸君）

25ページをお願いいたします。

続きまして、３目環境衛生費でございます。１節及び８節は、環境審議会に係ります報酬及び費用弁償を実績見込みにより減額、10節は防疫薬剤の消耗品費、環境審議会に係りますお茶代、防疫薬剤散布機修繕料等を実績見込みにより減額、12節は臨時粗大ごみ回収業務、機密文書リサイクル処理業務、河川水質検査、狂犬病予防注射業務等の額確定により減額するものでございます。

続きまして、２項１目廃棄物処理費でございます。７節は資源回収奨励金確定等により減額するものでございます。10節は、リサイクルごみ収集ネット更新の額が確定、ごみ収集カレンダー印刷費の実績見込みによる減額、集積所修繕料実績見込みにより

減額するものでございます。11節はごみ集積所に係ります蜂の巣駆除手数料を減額、18節はクリーンステーション整備費補助金の実績見込みにより減額するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

農林振興課長兼農業委員会事務局長阿部　晃君。

農林振興課長兼農業委員会事務局長　（阿部　晃君）

続きまして、５款１項１目農業委員会費でございます。８節旅費につきましては、農業委員会会長等の全国農業委員大会研修会等の実績見込みによる減額でございます。

26ページをお願いいたします。

10節印刷製本費は農業委員会だよりの発行実績による減額、13節車借上料及び有料道路通行料につきましては視察研修等の際のバス借り上げ、高速道路通行料で、実績見込みによる減額でございます。18節補助金は認定農業者連絡会への補助金で、認定農業者数の確定による減額でございます。

次に、２目農業総務費でございますが、農林振興課所管分と財政課所管分がございますので、初めに農林振興課所管分についてご説明いたします。

３節時間外勤務手当は、出没等が多かった有害鳥獣対策に係る枠外時間外勤務手当の増額をお願いするものでありまして、14節工事請負費は八志田・沢渡生活改善センター解体工事の事業費確定見込みによる減額でございます。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

財政課長佐々木克敏君。

財政課長　（佐々木克敏君）

続きまして、財政課分でございます。財政課分といたしまして、町民研修センター管理費の減額でございます。17節は町民研修センター大集会室の会議用テーブル、椅子等の更新を行いまして、事業費の確定により減額するものでございます。

財政課は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

農林振興課長阿部　晃君。

農林振興課長　（阿部　晃君）

続きまして、３目農業振興費でございます。７節報償費は、町制70周年記念事業の大和町新グルメ開発事業の町内飲食店等協力謝金、農業経営改善相談支援チーム委員会議の際の宮城県農業士報償金の実績見込みによる減額で、８節旅費は認定農業者の視察研修実績による減額でございます。10節消耗品費は大和町新グルメ開発事業用食材費等の実績による減額で、13節有料道路通行料は、同じく新グルメ開発事業の打合せなどでの使用実績により減額をするものでございます。18節負担金、宮城県青果物価格安定総合保証協会は概算資金造成額の確定による減額、黒川地域担い手育成総合支援協議会、宮城県中山間地域活性化推進協議会は、事業縮小により減額するもの、町有害鳥獣被害対策協議会は、イノシシ等の有害捕獲頭数の増加に伴い、捕獲活動経費の増額をお願いするものでございます。

次に、補助金でございます。

農業用機械共同購入支援事業から、27ページにお願いいたします、４段目の黒川地区農作物病害虫防除推進協議会までは、それぞれ実績見込みによります減額、新規就農者育成総合対策費は、新規就農者が目指す果樹等の営農類型では所得要件等を満たさないことから減額するものでございます。多面的機能支払交付金は取組面積の確定による減額、農地集積集約化対策事業は農地中間管理機構を通して農地集積を行った場合の地域集積協力金等の確定見込みによります減額、中山間地域等直接支払交付金は取組面積の減少に伴う減額、有害鳥獣被害防止施設補助事業費は個人農家が設置する電気柵等の購入費助成の実績見合いによる減額でございます。

次に、４目畜産業費でございます。18節負担金は、事業縮小したことから町畜産振興協議会への負担金を減額するものであります。24節積立金は、肉用牛貸付事業運営基金の基金利子分を増額するものでございます。

次に、５目農地費でございます。７節報償費は、吉田地区農地整備事業に係る現地調査案内費用の減額、８節旅費は日程が合わず参加を見送りました職員の農業土木研修費の減額、10節食糧費は農地整備事業打合せ等の際のお茶代の減額、印刷製本費は農業農村整備事業管理計画の図面印刷代の実績見込みによる減額でございます。13節は有料道路通行料、駐車場使用料の実績見込みによる減額、18節の負担金、鶴瀬地区農業環境整備事業費は、県へ委託し実施しております鶴巣鳥屋地区及び幕柳地区の農

業用水利施設の改修事業費の確定により減額するもので、県営受託事業費は吉田地区農地整備事業に係る金取北地区換地業務に係る負担金をお願いするものでございます。補助金、排水機場洪水調整事業費は実績見込みにより減額するものでございます。

次に、６目水田農業対策費でございます。７節報償費は、転作確認の際の現地確認経費を減額するもの、28ページをお願いいたします、８節は水田農業先進地視察研修の実績に伴う参加者旅費の減額、13節は転作確認の現地確認の際の車借上料の減額でございます。18節環境保全型農業直接支払交付金は、国の補助事業を活用した環境保全米への助成で、事業費確定による減額、水田農業構造改革対策推進費は、米価の上昇により主食用米の作付が増加し転作への助成が減少したことにより町地域水田農業推進協議会への補助を減額するものでございます。

次に、２項１目林業振興費でございます。７節報償費は森林環境譲与税検討委員会の開催実績見込みによる減額、10節食糧費は会議時のお茶代の減額、修繕料につきましては、林道において一部修繕を行いましたが不用額を減額するもの、12節委託料は、森林管理制度、民有林意向調査、南川ダム千本桜維持管理業務、蛇石せせらぎの森維持管理業務の事業費確定見込みによる減額、測量設計施工監理委託は林道橋梁補修実施設計業務の実績見込みによる減額でございます。15節原材料費は、林道等維持管理を砕石等に要する経費で、特段使用しなかったことから減額するものであります。18節負担金、森林山村多面的機能発揮対策事業費は、森林活動団体が行う森林整備費が増額したことによりまして追加をお願いするものであります。町緑化推進委員会は、町制70周年記念事業の記念植樹の事業費確定、県営事業として実施しております林道七ツ森湖泉ヶ岳線の事業費確定による負担金の減額でございます。

次に、３項１目水産業振興費でございます。10節印刷製本費はイベントチラシ等の作成費の確定での減額、18節補助金は町内12店舗で実施いたしました伊達いわな・七ツ森サーモン支援事業につきまして、補助金の実績見合いによる減額を進めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

商工観光課長星　正己君。

商工観光課長兼企業立地推進室長　（星　正己君）

それでは、29ページをお願いいたします。

６款商工費１項１目商工振興費の７節並びに10節は、企業等連絡懇話会での講師謝礼と食糧費の実績による減額でございます。11節、12節、13節については、オープンファクトリー参加者の保険料、業務委託料、また企業訪問時の車借上料の実績による減額でございます。18節の負担金は中小企業振興資金信用保証料の補給分の実績見込み、同じく補助金は地域でがんばる事業者応援補助金の申請実績見込みにより減額するものでございます。

次に、３目観光費でございます。３節はイベント時の職員の枠外時間外の実績による減額、８節旅費は観光事業の旅費確定によるもの、10節は燃料費、11節はクリーニング代等の実績確定による減額でございます。

30ページをお願いいたします。

12節は公園施設の維持管理費の実績による減額、13節は尾花沢花笠おどり及び石鳥谷まつりの参加者送迎用バス借り上げ、有料道路通行料の実績による減額です。14節は、四十八滝運動公園遊具設置工事及び旗坂野営場いろり等修繕工事等の実績による減額でございます。18節の負担金は、防火管理者資格取得講習料、補助金はオートキャンプ場利用者への温泉利用券補助の実績による減額をお願いするものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

都市建設課長兼江本篤夫君。

都市建設課長　（江本篤夫君）

続きまして、７款１項１目土木総務費でございます。12節は国土調査誤訂正委託業務の確定見込みによる減額でございます。13節は用地補償説明会等を会場借り上げにて行うこととしておりましたが、利用がなかったものから減額するものでございます。15節は、国土調査誤訂正等におきまして用地境界プレートを見込んでおりましたが、利用機会がなかったことから減額するものでございます。23節は、水道事業への出資金でございまして確定見込みによります減額でございます。

続きまして、２項１目道路維持費でございます。７節は、道路の除草、土砂撤去、除雪作業に係る費用確定見込みに伴います減額でございます。12節は、除雪業務の確定見込みに伴います減額でございます。14節は、新最終処分場関係事業費の大崎三ノ関線の確定に伴います減額のほか、町道維持管理費は、国道457号と町道瘤屋敷線交差点に設置しております道路照明灯の移設工事に要します費用でございます。

続きまして、２目道路新設改良費でございます。

事項別明細書の31ページをお願いいたします。

12節は、国土交通省補助事業による町道大崎線詳細設計業務、橋梁補修等積算施工管理等のほか、単独事業による町道幕柳大平線測量及び詳細設計業務等のほか、防衛省補助事業では、町道吉岡東１号線道路改良工事管理業務の確定見込みによる減額でございます。14節につきましては、国土交通省補助事業の確定見込みによる減額のほか、単独事業費では、国で実施しております吉田川河道掘削工事におきまして八幡堂歩道橋の橋脚に亀裂が発見されたための補修工事を、また防衛省補助事業では、町道松坂平１号線舗装改良工事の推進を図るため、既存予算内での調整を行うものでございます。18節は、事業実施により支障となる電柱移転に伴う負担金を見込んでおりましたが、該当がなかったため減額するものでございます。

続きまして、３目橋りょう維持管理費でございます。14節は籠釣橋高欄補修工事の確定に伴います減額でございます。

４目交通安全施設整備事業費は財源調整でございます。

続きまして、３項１目河川費でございます。14節は河川維持管理事業による準用河川湯名沢川土砂堆積撤去工事のほか、準用河川山田川の土砂撤去工事の確定見込みによる減額でございます。

続きまして、４項１目都市計画総務費でございます。12節は鶴巣地区地区計画策定業務、都市計画マスタープラン等策定業務の確定見込みによります減額でございます。24節は都市整備基金の利子でございます。

２目下水道費の27節は、下水道事業会計への繰出金の確定見込みによります減額でございます。

３目公園費の10節は、地区委託公園の電気料及び上下水道料金の確定見込みによる減額でございます。

明細書32ページをお願いいたします。

12節は公園清掃管理委託の確定見込みによる減額でございます。

４目土地区画整理費でございます。14節は、吉岡西部土地区画整理事業区域外道路整備等工事の確定見込みによります減額でございます。16節は土地購入費用の確定見込みによる減額でございます。27節は吉岡西部土地区画整理事業特別会計への繰出金の減額です。

続きまして、５目街路事業費でございます。13節は都市計画道路北四番丁大衡線に係る土地借り上げ面積の確定に伴います減額でございます。18節は、宮城県が実施し

ております都市計画道路北四番丁大衡線整備事業の工事費確定見込みによる負担金の増額でございます。

続きまして、５項１目住宅管理費でございます。12節は町営住宅維持管理費の住宅設備管理委託等のほか、落合子育て支援住宅芝生等管理業務の確定見込みによります減額でございます。14節は単独事業で実施した下町住宅１号棟ガラス交換工事、西原第三木造住宅解体工事、国土交通省補助事業では、西原第一住宅３号棟給排水改修工事の確定見込みによります減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

総務課長兼危機対策室長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長　（児玉安弘君）

続きまして、８款１項１目常備消防費でございます。

33ページをお願いいたします。

18節は、黒川地域行政事務組合の負担金、消防経費の確定による減額でございます。

次に、２目非常備消防費につきましては、非常備消防団活動に要する経費でございます。８節は、消防協会黒川地区支部視察研修、叙勲伝達式随行費用の執行額確定見込みによる減額、18節は消防団員福祉共済掛金の確定による減額でございます。

次に、３目消防施設費10節は消防用軽積載車等の燃料費の額確定見込みによる減額、12節は防火水槽内土砂撤去業務委託料の確定による減額、14節は防火水槽修繕工事の実績見込みによる減額、18節は消防団員の無線従事者資格講習負担金の額確定見込みによる減額でございます。

次に、４目水防費でございます。１節及び８節は水防団員の出動報酬、費用弁償の確定見込みによる減額、７節は水防協議会不開催による減額、10節は水防活動時の食糧費等の確定見込みによる減額、15節は水防倉庫用資機材購入に係る費用の確定見込みによる減額でございます。

次に、５目災害対策費でございます。１節及び８節は、防災会議委員報酬、費用弁償の減額、７節は安全・安心まちづくり推進会議委員への謝礼の減額、10節はトイレカー用スタッドレスタイヤ購入額確定、会議時のお茶代等の実績見込みによる減額、11節はトイレカー購入時の検査手数料をはじめとした各種手数料等の確定見込みによる減額、12節は木造住宅耐震診断士派遣等委託料の確定見込みによる減額、14節はＪ

アラート更新工事費用の額確定見込みによる減額、17節はトイレカー購入費用の額確定による減額、18節は陸上無線技師講習受講料、危険ブロック塀除去事業の額確定見込みによる減額、26節はトイレカー購入による自動車重量税の増額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長　（菊地康弘君）

続きまして、９款１項１目教育委員会費は教育委員会運営費の補正です。18節は、東北六県市町村教育委員会連合会及び仙台管内教育委員会協議会の負担金確定による減額です。

次に、２目事務局費は事務局運営費及び学校ＩＣＴ環境整備事業費の補正です。12節は、心のプロジェクト「ユメセン」事業の完了による減額、ＡＬＴ事業が令和７年度からの更新時期となり入札差金による減額及び小・中学校教員端末保守契約の入札差金による減額です。13節は、教職員端末利用に係るモバイルＷｉ－Ｆｉの追加と、特別支援学級移動学習時の車借上料の実績見込みによる減額です。24節は、学校教育施設整備基金及び学校教育振興基金積立金の利子分を追加するものです。

次に、２項１目学校管理費は小学校総務費の補正です。10節は、実績見込みにより光熱費の追加をお願いするものでございます。12節は、児童及び教員の健診業務の確定による減額です。

次に、35ページをお願いいたします。

13節は、陸上教室、学校間交流事業、林間教室での車借上料の実績による減額及びテレビ聴取料は複数台の割引による減額、17節はスポットエアコン購入事業の完了による減額、18節は黒川地区防火管理協議会ほか３団体の負担金確定による減額です。

次に、２目教育振興費は小学校教育振興費の補正です。19節は、要保護及び準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費の額の確定見込みによる減額です。

次に、３目施設整備費は小学校維持管理費の補正です。14節は、小野小学校非常階段塗装工事完了による減額です。

次に、４目小学校建設費は吉岡小学校改築事業に係る補正です。７節及び10節は改築検討委員会の報償金及びコピー代等の実績による減額、13節は仮設校舎借り上げの確定による減額です。

次に、３項１目学校管理費は中学校総務費の補正です。12節は生徒及び教員の健診業務完了による減額、13節は中総体のバス確定及びスクールタクシー借り上げの実績見込みによる減額、17節はスポットエアコン購入事業完了による減額です。

36ページをお願いいたします。

18節は、県特別支援教育研究会ほか２団体の負担金確定による減額、補助金は、大和中学校吹奏楽部が２月21日に大阪府堺市で開催されましたマーチングステージ全国大会に出場となりましたので、生徒24人分の大会参加補助金の追加をお願いするものであります。

次に、２目教育振興費は中学校教育振興費の補正です。１節及び８節は部活動指導員の勤務実績見込みによる減額、19節は要保護及び準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費の対象者が申請により増となったことによる追加です。

次に、３目施設整備費は中学校維持管理費の補正です。14節は、大和中学校放送室設備更新及び宮床中学校音楽防音扉設置工事の確定見込みによる減額です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長　（浪岡宜隆君）

続きまして、４項１目社会教育総務費でございます。

社会教育総務費につきましては、社会教育委員会の運営、家庭教育や青少年教育などの各種事業の経費につきまして、主に実績見込みにより減額いたすものでございます。

１節につきましては、社会教育委員の報酬の実績見込みと、パートタイム会計年度任用職員の経費につきましては、原阿佐緒賞募集作品の入力業務について内部対応が可能となりましたことから任用を見送ったため減額をするものでございます。７節は、家庭教育事業のほか、各種事業におけます講師謝金等の報償金と原阿佐緒賞の副賞に係ります賞賜金のそれぞれ実績に伴う減額、８節は社会教育委員等の費用弁償の実績見込みに伴う減額のほか、37ページをお願いいたします、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当について減額するものでございます。10節は各種事業の消耗品をはじめ公用車燃料代、各種会議でのお茶代、原阿佐緒賞作品集の印刷代など、それぞれ実績見込みによる減額、11節は各種事業の郵送代をはじめ、原阿佐緒賞の募集掲載に係

る広告料、各種事業の傷害保険料をそれぞれ実績見込みにより減額するものでございます。12節は文化講演会講師派遣業務の実績に伴う減額のほか、原阿佐緒記念館改修実施設計業務につきましては、財政状況により実施設計以降の工事の見込みが未定であるため、一旦延期とさせていただくため減額するものでございます。13節は大和っ子未来塾でバス借上料のほか、研修会参加等による有料通行料をそれぞれ実績見込みによる減額、18節の負担金につきましては、ジュニア・リーダー各種育成研修会の参加負担金、補助金は健やかな子供をはぐくむ大和町民会議の補助金について実績見込みにより減額するものでございます。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

公民館長村田晶子さん。

公民館長　（村田晶子君）

続きまして、２目公民館費でございます。

事業内訳は、公民館総務費から図書室運営費まで事業実績と今後の支出見込みによる減額でございます。１節、３節、４節は事務室と図書室、会計年度任用職員の実績見込みによる減額になります。７節は、地域交流のつどい、こどもの本展示会、読書活動推進講演会の講師謝礼、成人式記念品等による実績見込みによる減額でございます。８節は、公民館長会議や研修会、役員会、また、黒川地域分館長大会、研究集会による費用弁償の減額でございます。10節は、各種講座の材料代、公用車ガソリン代の実績による減額でございます。11節は、公用車の廃車に伴う自動車損害保険料の減額でございます。12節は、町民文化祭等の催事に伴う大ホール音響照明委託料の実績による減額でございます。13節は、町婦人会や留学講座の移動研修のバス借上代、有料道路通行料の実績による減額でございます。17節は、貸出し用スクリーンと図書室書棚の額確定による減額でございます。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長　（浪岡宜隆君）

続きまして、３目文化財保護費でございます。１節は文化財保護委員の報酬を、４節はパートタイム会計年度任用職員の社会保険料を、７節は郷土史講座等に係る講師謝金を、８節は文化財保護委員の費用弁償等について、それぞれ実績見込みにより減額するものでございます。10節は文化財めぐりの参加者昼食代と信楽寺跡の光熱水費を、11節は文化財保護委員への連絡用切手代と文化財めぐりでの入場料を、18節は文化財等保存団体への補助金について、それぞれ実績見込みにより減額するものでございます。22節は、県教育委員会より文化財保護に係る交付金の返納金が生じた場合に要します費用を科目設定していたものを減額するものでございます。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

公民館長村田晶子さん。

公民館長　（村田晶子君）

それでは、39ページをご覧ください。

４目まほろばホール管理費でございます。まほろばホール管理運営費の使用実績や修繕工事の完了及び今後の支出見込みによる増額、減額でございます。３節と４節、８節でありますが、こちらは窓口業務会計年度任用職員の実績見込みによる増額、減額になります。10節でありますが、不用となった消毒薬品代、冷温水発生装置冷却水処理剤、その他、冷暖房用の灯油代、封筒印刷代、電気料の執行見込みによる減額でございます。11節でありますが、連絡用郵送料に伴う減額でございます。12節は、大ホール催事に伴う臨時舞台技術員派遣の業務委託と空調配管更新工事実施設計の額確定、外壁修繕工事単価入替えにつきましては翌年度で工事を行わないことでの減額となったものでございます。14節は、受水槽更新工事、中央監視設備等更新工事、階段等手すり新設工事などによります価格改定による減額であります。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長　（浪岡宜隆君）

続きまして、５目教育ふれあいセンター管理費でございます。10節は使用許可申請

等の印刷代と光熱水費を、11節は蜂の巣駆除の手数料を、12節はマムシ忌避業務と各種保守点検業務をそれぞれ実績見込みにより減額するもののほか、業務委託内では、落合教育ふれあいセンター内の支障木がグラウンド内へ張り出し、利用者の安全に影響を及ぼすおそれがあるため早期に剪定することが必要となりましたことから48万円の増額補正をお願いするものでございます。13節はＡＥＤリース代の機械借上料を、18節は防火管理者取得講習会受講料の実績により減額するもののほか、年度内に改定となりました防火管理協議会負担金について追加をお願いするものでございます。

続きまして、６目森の学び舎活動費につきましては財源調整によるものでございます。

40ページをお願いいたします。

続きまして、５項１目保健体育総務費でございます。１節につきましては、スポーツ審議会とスポーツ推進委員の報酬をそれぞれ実績見込みにより減額するものでございます。７節は部活動等地域展開協議会委員への謝金を実績見込みにより減額するほか、スポーツ支援奨励金について想定をさらに上回る申請があり、現在、既に不足が生じておりますことから40万円の追加の費用をお願いするものでございます。８節はスポーツ推進委員の費用弁償を、10節は消耗品費と公用車燃料代を、11節はスポーツ推進委員の傷害保険料について、それぞれ実績見込みにより減額するものでございます。14節は総合運動公園屋外日除け対策工事のほか２件を、17節は総合体育館スポットエアコン購入のほかについて、それぞれ実績見込みにより減額するものでございます。18節の負担金は、スポーツ推進委員の検討の分担金、補助金は町スポーツ少年団の団員確定に伴う実績により減額するものでございます。

続きまして、２目広場管理費でございます。10節は各レクリエーション広場の光熱水費を、11節は蜂の巣駆除の手数料を、12節は広場管理業務をそれぞれ実績見込みにより減額するものでございます。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長　（菊地康弘君）

次に、４目学校給食センター費でございます。１節及び８節は学校給食運営審議会の開催実績による減額、10節は消耗品費、燃料費、食糧費、光熱水費、こちらは実績

見込みによる減額です。また、賄い材料費は、食材の高騰に伴う実績見込みによる追加をお願いするものであります。

41ページをお願いいたします。

12節は敷地内の除草業務、給食可燃ごみ収集運搬業務のほか、設備点検業務の実績見込みによる減額です。17節は、コンテナ等の更新完了による減額です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

農林振興課長阿部　晃君。

農林振興課長　（阿部　晃君）

続きまして、10款１項１目農業用施設災害復旧費でございます。14節工事請負費につきましては、鶴巣鳥屋地区にある八幡田農道橋の条件護岸部分の応急復旧工事で事業費確定に伴う減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長　（江本篤夫君）

続きまして、２項２目河川災害復旧費でございます。12節は、現年単独災害復旧費で実施しました河川災害測量設計業務の確定見込みによる減額でございます。14節は、現年補助災害復旧費で実施しました準用河川山田川及び準用河川湯名沢川の確定見込みによります減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

財政課長佐々木克敏君。

財政課長　（佐々木克敏君）

続きまして、11款１項１目元金につきましては、22節財政融資資金等の償還額の確定見込みにより減額するものでございます。２目利子につきましては、22節、同じく

財政融資資金等の利子の確定により減額するものであります。

一般会計につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長　（吉川裕幸君）

続きまして、議案書31ページをお願いいたします。

議案第10号　令和７年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）でございます。

令和７年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによるものでございます。

第１条歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ837万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,617万5,000円とするものでございます。

第２項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正後の金額は、第１表によるものでございます。

事項別明細書52ページをお願いいたします。

歳入でございます。

４款１項１目１節は、歳入歳出予算額の調整による普通交付金の減額でございます。

５款１項１目１節は、基金利子収入見込みにより増額するものでございます。

６款１項１目一般会計繰入金１節保険基盤安定繰入金から６節財政安定化支援事業費繰入金までは、それぞれ実績見込みにより増減措置をしております。

２項１目は、財源調整により増額するものであります。

53ページをお願いいたします。

歳出でございます。

１款１項１目10節は資格確認書等の印刷製本費の実績確定見込みによる減額を、12節は国保システム保守業務等の契約額確定による減額でございます。

２項１目11節は納税通知書等の郵送料の実績実績見込みによる減額を、12節は納税通知書等印刷発送業務委託費の実績実績見込みによる減額でございます。

３款国民健康保険事業費納付金１項から３項は歳入補正による充当財源の変更でございます。

議　　長　（今野善行君）

健康推進課長大友　徹君。

健康推進課長　（大友　徹君）

それでは、54ページをお願いいたします。

続きまして、４款保健事業費１項１目保健衛生普及費でございます。１節及び８節は、重症化予防事業等の保健事業に従事しました専門職の会計年度任用職員の勤務実績見込みによる報酬及び通勤手当の減額でございます。11節は医療費通知等の郵便料金につきまして実績見込みにより減額するもの、12節は第三者行為求償事業、特定保健指導業務等の委託費確定による減額でございます。

次に、２項１目特定健康診査等事業費でございます。10節は特定健診の受診票発送封筒、回答書返信用封筒の印刷費の確定による減額、11節は健診受診票、結果通知等の郵便料につきまして実績見込みにより減額するものでございます。12節は特定健診業務、特定健診受診率向上支援業務等の委託費確定による減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長　（吉川裕幸君）

続きまして５款でございます。５款基金積立金は基金利子の収入見込みにより、増額をするものでございます。

６款諸支出金は、国保税還付見込みにより償還金を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

福祉課長早坂　基君。

福祉課長　（早坂　基君）

続きまして、議案書33ページをお願いいたします。併せまして、別冊の大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第３号）の59ページからにな

りますが、こちらにつきましてもご準備をお願いいたします。

議案第11号でございます。令和７年度　大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第１条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,858万6,000円とするものでございます。

第２項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、34ページの第１表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の59ページをお願いいたします。

歳入でございます。

３款１項１目介護保険給付費の１節は、現年度分の介護給付費に係ります国庫負担金の減額でございます。

同じく２項１目調整交付金の１節は、現年度分の介護給付費に係ります調整交付金を減額するものでございます。

同じく２目地域支援事業交付金の１節は、現年度分の地域支援事業に係ります交付金を増額するものでございます。

同じく３目保険者機能強化推進交付金の１節は、保険者機能強化推進交付金の交付額確定に伴います減額。

同じく４目保険者努力支援交付金の１節は、保険者努力支援交付金の交付額確定による減額でございます。

続きまして、４款１項１目介護給付費負担金の１節は、現年度分の介護給付費に係ります社会保険診療報酬支払基金からの交付金を減額するものでございます。

同じく２目地域支援事業支援交付金の１節は、現年度分の地域支援事業支援に係ります社会保険診療報酬支払基金からの交付金を増額するものでございます。

次に、５款１項１目介護給付費負担金の１節は、現年度分の介護給付費に係ります県負担金を減額するものでございます。

同じく３項１目地域支援事業交付金の１節は、現年度分の地域支援事業に係ります県補助金を増額するものでございます。

60ページをお願いいたします。

６款１項１目利子及び配当金の１節は、財政調整基金の利子として、令和７年度利

子収入実績見込みにより増額となるものでございます。

次に、７款１項１目一般会計繰入金の１節は、介護給付費に係ります町の法定負担額の減額、４節は地域支援事業の通所型サービス事業費及び介護予防訪問型サービス事業費の町の法定負担額を増額するものでございます。５節は、低所得者保険料軽減繰入金の国、県、町の負担額が確定したことによります減額でございます。

同じく２項１目財政調整基金繰入金の１節は、歳出予算の補正に伴います歳入予算の調整を図るため、基金からの繰入額を増額するものでございます。

61ページをお願いいたします。

続きまして歳出でございます。

１款１項１目一般管理費のほう、24節は財政調整基金へ積み立てる金額を増額するものでございます。

同じく２項１目賦課徴収費の11節は、仮徴収継続者への発送廃止によります郵便料の減額及び65歳到達者の増加に伴います納付件数増加による徴収に係る手数料の増額、12節は仮徴収継続者への発送廃止に伴います委託料の減額補正でございます。

同じく３項１目認定調査等費の18節は、介護認定調査に係る黒川行政事務組合への負担金の減額。

２款１項３目居宅介護サービス計画等費の18節は、居宅介護サービス計画等費の実績見込みによります増額でございます。

62ページをお願いいたします。

同じく２項２目高額介護合算介護サービス費の18節は、高額医療合算介護サービス費の実績見込みによる減額。

同じく３項１目介護予防サービス給付等費、２目介護予防サービス計画給付等費の18節は各給付費の実績見込みにより増額するものでございます。

続きまして、３款３項１目第１号被保険者還付加算金の22節につきましては、月次の移動処理において介護保険料の還付が生じたことから増額補正をお願いするものでございます。

次に、４款１項１目介護予防生活支援サービス事業費の18節は、介護予防訪問介護、介護サービス費及び通所介護サービス費の実績見込みによります増額でございます。

63ページをお願いいたします。

同じく２項１目一般介護予防事業費の７節は、活き生きサロン出前講座に係ります講師謝礼の実績見込みによります減額。

同じく３項３目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費の12節は、令和８年４月

頃に稼働いたします自治体システム標準化に伴うシステム改修の委託料でございますが、国が示します仕様内容が確定しましたので増額補正をお願いするものでございます。

同じく５目認知症総合支援事業費の８節は、今年度の認知症初期集中支援研修がウェブでの開催となったことによります職員の研修旅費の減額。

同じく５項１目支払審査手数料の11節は、要支援１、２の方が利用する居宅サービスに係ります国保連合会への審査支払手数料の実績見込みによります増額補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

暫時休憩します。

再開は午後２時10分といたします。

午後２時００分　　休　憩

午後２時０９分　　再　開

議　　長　（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長佐々木克敏君。

財政課長　（佐々木克敏君）

続きまして、議案書の35ページをお願いいたします。

議案第12号　令和７年度大和町宮床財産区特別会計補正予算（第２号）でございます。

第１条第１項は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ42万3,000円を減額いたしまして予算の総額を1,256万7,000円とするものであります。

第２項予算補正の款項の区分につきましては、第１表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、別冊事項別明細書の65ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

１款１項２目利子及び配当金は、基金から生じました利子の実績により増額するものでございます。

２款１項１目財産造成基金繰入金は歳入歳出見合いによる減額。

３款１項１目は、令和６年度からの繰越金であります。

歳入は以上でございます。

次に歳出でございます。

１款１項１目管理会費８節は視察研修を実施しなかったことによる減額です。

２款１項３目諸費27節繰出金は、各種団体への補助金額が確定したことにより減額するものでございます。

宮床財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書の37ページをお願いいたします。

議案第13号　令和７年度大和町吉田財産区特別会計補正予算（第２号）でございます。

第１条第１項は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ13万7,000円を減額いたしまして予算の総額を709万円とするものであります。

第２項予算補正の款項の区分につきましては、第１表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、別冊事項別明細書の67ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

１款１項２目利子及び配当金は、基金から生じました利子の実績により増額するものでございます。

２款１項１目財産造成基金繰入金は歳入歳出見合いによる減額。

３款１項１目は、令和６年度からの繰越金です。

４款１項１目森林研究・整備機構支出金につきましては、事業の確定により減額するものでございます。

歳入は以上でございます。

68ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

１款１項１目管理会費８節は、視察研修を実施しなかったことによる減額です。

２款１項３目森林研究・整備機構分収造林管理費12節及び14節は、事業費の確定によりまして減額するものです。

吉田財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書の39ページをお願いいたします。

議案第14号　令和７年度大和町落合財産区特別会計補正予算（第１号）でございます。

第１条第１項は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ21万7,000円を減額いたしまして、予算の総額を488万6,000円とするものであります。

第２項予算補正の款項の区分につきましては、第１表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、別冊事項別明細書の70ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

１款１項２目利子及び配当金は、基金利子の実績見込みによりまして減額するもの。

２款１項１目財産造成基金繰入金は歳入歳出見合いによる減額。

３款１項１目は令和６年度からの繰越金であります。

次に歳出でございます。

１款１項１目管理会費８節は、視察研修を実施しなかったことによる減額です。

落合財産区特別会計は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長　（菊地康弘君）

続きまして、議案書41ページをお願いいたします。

議案第15号　令和７年度大和町奨学事業特別会計補正予算（第１号）でございます。

第１条第１項は歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出それぞれ199万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ560万7,000円とするものでございます。

第２項予算補正の款項の区分につきましては、第１表歳入歳出予算補正によるものであります。

それでは、別冊の事項別明細書72ページをお開き願います。

初めに、歳入でございます。

１款１項１目は基金利子の見込額を追加するもの。

２款１項１目は、教育費寄附金は科目設定の減額。

３款１項１目奨学事業基金繰入金は、全額を基金へ戻入れを行うもの。

４款１項１目繰越金は前年度からの繰越金です。

５款１項１目町預金利子は科目設定の減額。

次に、２項１目奨学費貸付金元利収入は、実績見合いにより現年度分を追加し、滞納繰越し分を減額するものであります。

次に、73ページをお開き願います。

歳出でございます。

１款１項１目事業費は、令和７年度分の予算計上として、新規貸付者は高校生は３名の予定に対し申込み者はございませんでした。大学生は、10名の予定に対し申込み者は３名でした。これらの実績に基づき減額いたすものでございます。

次に、２目事務局費です。１節は奨学事業審議委員会の開催実績による減額、11節は奨学金納付書送付等の郵送代の減額、24節は実績見込みにより奨学事業基金積立金への戻入れを行うものであります。

大和町奨学事業特別会計は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長　（吉川裕幸君）

続きまして、議案書43ページをお願いいたします。

議案第16号　令和７年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）でございます。

令和７年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによるものでございます。

第１条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,089万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億2,367万4,000円とするものでございます。

第２項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正後の金額は、第１表によるものでございます。

事項別明細書76ページをお願いいたします。

歳入でございます。

１款１項２目普通徴収保険料は、現年度分の実績見込みにより増額するものでございます。

３款１項１目事務費繰入金を実績見込みにより減額するもの。

２目は、保険基盤安定繰入金を実績見込みにより減額するものでございます。

続きまして歳出でございます。

１款１項１目11節は、資格確認書送付に係る郵送料を実績見込みにより減額するものでございます。

２項１目11節は、保険料通知に係る郵送料を実績見込みにより減額するものでございます。

２款１項１目18節は、県後期高齢者医療広域連合納付金を実績見込みにより増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長　（江本篤夫君）

続きまして、議案書45ページをお願いいたします。

議案第17号　令和７年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）でございます。

令和７年度大和町の吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによるものでございます。

第１条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ308万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,733万3,000円とするものでございます。

２項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正後の金額は第１表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第２条は繰越明許費でございます。地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第２表繰越明許費によるものでございます。

第３条は債務負担行為の補正でございまして、第３表債務負担行為補正によるものでございます。

第４条地方債の補正でございます。地方債の変更は、第４表地方債補正によるものでございます。

議案書47ページをお願いいたします。

第２表繰越明許費でございます。

１款２項土地区画整理事業費の土地区画整理事業に係ります費用としまして4,996万7,000円をお願いするものでございます。

議案書48ページをお願いいたします。

第３表債務負担行為の補正は追加でございまして、宅地造成工事の期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。

次に、議案書49ページをお願いいたします。

第４表地方債補正でございます。

起債の目的ごとの限度額の変更でございます。公共事業等債は変更前３億6,850万円を変更後１億7,060万円とし、都市開発事業債は変更前８億4,160万円を変更後12億3,730万円とし、合計額は変更前12億1,010万円を変更後14億790万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、令和７年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第３号）をお願いいたします。

78ページをお願いいたします。

歳入でございます。

１款２項１目土地区画整理事業費負担金は、公共施設管理者負担金で、宮城県に代わり県道事業を実施しました費用を６、７年度の２か年で負担いただくこととしておりましたが、関係地権者との用地協議等に時間を要しましたこと等から、後年度負担見込額を平準化するため期間を３か年としたことによります減額でございまして、残額は令和８年度に負担いただくものでございます。

２款１項１目土地区画整理費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金の確定見込みによります減額でございます。

３款１項１目一般会計繰入金は、確定見込みによります減額でございます。

６款１項１目土地区画整理事業債の１節は、公共事業等債で街路事業のほか、年度当初は都市再生事業国庫補助金の活用を見込んでおりましたが、国内示額が見込みよりも減となりましたことから減額するものでございます。２節は都市開発事業債で、都市再生事業国庫補助金の国内示額の減によります補助事業対象区域外エリアの整備に伴います増額でございます。

79ページをお願いいたします。

歳出でございます。

１款２項１目土地区画整理事業費は財源の組替えでございます。

２款１項２目利子の22節は償還金の確定見込みによります増額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

上下水道課課長補佐千坂　伸君。

上下水道課課長補佐　（千坂　伸君）

それでは、議案書50ページをお願いいたします。併せまして、別冊の令和７年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書（第５号）をお願いいたします。

議案第18号　令和７年度大和町下水道事業会計補正予算（第５号）でございます。

第１条総則です。令和７年度大和町下水道事業会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによるものであります。

第２条収益的収入及び支出であります。令和７年度大和町下水道事業会計予算（第３条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

１款下水道事業収益に85万円を増額し合計９億1,842万2,000円に、その下段、２項営業外収益にも同額を増額し合計90万7,000円とするものでございます。

支出であります。

１款下水道事業費用に73万7,000円を減額し合計９億1,501万7,000円に、その下段、１項営業費用は120万5,000円を増額し合計８億7,537万2,000円に、２項営業外費用は３万7,000円を増額し合計3,954万7,000円に、第３項特別損失は197万9,000円を減額し合計９万8,000円とするものでございます。

次に、第３条資本的収入及び支出であります。

第４条本文括弧書き中、２億2,019万円を２億6,205万8,000円に、過年度損益勘定留保資金２億2,019万円を過年度損益勘定留保資金２億6,205万8,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

１款資本的収入に7,472万7,000円を減額し合計３億3,641万円に、１項企業債は6,530万円を減額し合計１億9,460万円に、２項他会計補助金は898万8,000円を減額し合計7,798万2,000円に、３項国庫補助金は83万8,000円を減額し合計6,262万2,000円に、４項負担金等は39万9,000円を増額し合計120万6,000円とするものでございます。

51ページをお願いします。

支出であります。

１款資本的支出に3,285万9,000円を減額し合計５億9,846万8,000円に、同じく１項建設改良費にも同額を減額し合計２億6,309万2,000円とするものであります。

第４条企業債であります。予算第６条に定めた起債の限度額を第１表企業債補正のとおり変更するものであります。

52ページをお願いいたします。

第１表地方債補正であります。限度額の変更になります。公共下水道事業から、その他企業債までそれぞれの起債額に変更し、合計額を変更前２億5,990万円から変更後１億9,460万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

51ページにお戻り願います。

第５条他会計からの補助金であります。予算書第10条中、３億7,140万8,000円を３億6,242万円に改めるものであります。

続きまして、令和７年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書（第５号）、85ページ、令和７年度大和町下水道事業会計補正予算内訳書をお願いいたします。詳細につきましては、こちらで説明いたします。

収益的収入及び支出の収入であります。

１款下水道事業収益２項営業外収益１目受取利息及び配当金、節の預金利息は額確定に伴い増額となるものであります。

86ページをお願いします。

支出であります。

１款下水道事業費用１項営業費用１目管きょ費、施設の法定福利費から、記載の動力費までは実績見込みによります額の調整を行うもの。

５目流域下水道維持管理負担金、節の流域下水道維持管理負担金は、額確定によるもの。

２項営業外費用１目支払利息及び企業債取扱諸費、節の企業利息は企業債借入れに伴うもの。

３項特別損失１目その他特別損失は、不納欠損等の実績見込みにより減額するものであります。

続きまして87ページ、資本的収入及び支出の収入であります。

１款資本的収入１項企業債１目企業債、節の建設事業債、資本費平準化債、その他の企業債は額確定により減額となるもの。

２項他会計補助金１目他会計補助金は、国庫補助事業等の実績により減額となるもの。

３項国庫補助金１目国庫補助金は、令和７年度事業分の実績見込みによるものであります。

４項１目受益者負担金、節の受益者負担金は、収入見込みによります増額。

２目受益者分担金、節の受益者分担金は、合併処理浄化槽の工事件数実績により分担金を減額するものであります。

88ページをお願いします。

支出であります。

１項資本的支出１項建設改良費１目管きょ費、節の委託料は、雨水管路調査業務等の実績見込みによります減額となるもの、工事請負費は公共ますに係る工事がなかったことによる減額。

２目浄化槽費、節の工事請負費及び負担金は、実績見込みによります減額となるもの。

３目流域下水道建設負担金は、吉田川流域下水道建設負担金の額確定により減額とするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書53ページをお願いいたします。併せまして、別冊の令和７年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書（第５号）をお願いいたします。

議案第19号　令和７年度大和町水道事業会計補正予算（第５号）でございます。

第１条総則です。令和７年度大和町水道事業会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによるものであります。

第２条収益的収入及び支出であります。令和７年度大和町水道事業会計（第３条）に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

１款水道事業収益に1,364万5,000円を増額し合計10億1,002万1,000円に、その下段、１項営業外収益は1,100万円を増額し合計８億489万8,000円に、２項営業外収益は264万5,000円を増額し合計２億512万3,000円とするものでございます。

支出であります。

１款下水道事業費用に1,315万3,000円を増額し合計10億943万円に、その下段、１項営業費用は1,707万円を増額し合計９億9,446万8,000円に、２項営業外費用は441万7,000円を減額し合計1,432万5,000円に、３項特別損失は50万円を増額し合計63万

7,000円とするものでございます。

続きまして、第３条資本的収入及び支出であります。

予算第４条本文括弧中、２億121万7,000円を２億4,459万3,000円に、過年度分損益勘定留保資金２億1,121万7,000円を過年度分損益勘定留保資金２億4,459万3,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

１款資本的収入に１億6,299万8,000円を増額し合計３億3,993万3,000円に、その下段、１項企業債は１億270万円を減額し合計２億3,400万円に、２項出資金は2,580万円を減額し合計5,175万8,000円に、３項補助金は3,449万8,000円を減額し合計5,417万5,000円とするものであります。

54ページをお願いいたします。

支出であります。

１款資本的支出に１億1,962万2,000円を減額し合計５億8,452万6,000円に、その下段、１項建設改良費にも同額を減額し合計５億1,964万8,000円とするものでございます。

第４条企業債であります。予算第６条に定めた起債の変更は、第１表企業債補正によるものであります。

55ページをお願いいたします。

第１表企業債補正であります。起債の限度額の変更でございます。上水道事業、配水管布設事業、水道施設更新事業、鶴巣落合系送配水管強化事業の限度額を変更前３億3,670万円から変更後２億3,400万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

続きまして、令和７年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書（第５号）、91ページ、令和７年度大和町水道事業会計補正予算内訳書をお願いいたします。詳細につきましては、こちらでご説明いたします。

収益的収入及び支出の収入であります。

１款水道事業収益１項営業収益１目給水収益、節の水道料金は、実績見込みにより増額となるもの。

２項営業外収益４目長期前受金戻入、節の長期前受金戻入は、実績見込みにより増額となるものであります。

92ページをお願いいたします。

支出であります。

１款水道事業費用１項営業費用１目浄配水費、節の通信運搬費から、修繕費までの記載の項目は、実績見込みにより調整するもの。受水費は額確定により増額。

４目減価償却費、節の有形固定資産減価償却費は、実績見込みによります増額となるものであります。

２項営業外費用１目支払利息は、額確定により減額。

２目雑支出は、実績見込みによる減額。

３項特別損失１目過年度損益修正損は、実績見込みにより増額となるものであります。

続きまして、93ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入であります。

１款資本的収入１項企業債１目企業債は、事業費額確定により減額となるものであります。

同じく２項出資金及び３項補助金につきましても、事業費確定により減額となるものであります。

支出であります。

１項資本的支出１項建設改良費１目配水管布設事業費、節の管工事費は、報恩寺地区、吉岡東地区、松沢吉岡線の配水管工事費の調整、調査設計費は、報恩寺区地区、吉岡東地区、仙台三本木線配水管工事設計に係る費用の調整により増額するものであります。

２目水道施設更新事業、節の管工事費は、難波・金取南浄水場設備更新工事の実績見込みにより減額するものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長　（江本篤夫君）

続きまして、議案書56ページをお願いいたします。

議案第20号　令和４～９年度大和町吉岡西部土地区画整理事業造成工事請負契約の変更についてでございます。

令和４年大和町議会11月第２回随時会議におきまして、議案第84号により議決されました令和４～９年度大和町吉岡西部土地区画整理事業造成工事の工事請負契約につ

きまして、次のとおり変更するものでございます。

記としまして、当初契約金額28億9,520万円、うち消費税２億6,320万円を第１回変更契約額33億4,284万5,000円、うち消費税は３億3,895万円から第２回変更契約金額39億575万9,000円、うち消費税３億5,506万9,000円とするもので、第１回変更から第２回変更によります増額は５億6,291万4,000円、うち消費税5,117万4,000円でございます。

詳細につきましては、別冊議案第20号関係資料をお願いいたします。

１ページをお願いいたします。

１、現契約の内容についてでございます。

工事名は、令和４～９年度大和町吉岡西部土地区画整理事業造成工事、施工場所は大和町吉岡字土保田地内外でございます。

請負代金額は28億9,520万円、消費税を除いた金額は26億3,020万円でございます。

契約相手方は仙台市青葉区一番町二丁目３番22号、戸田建設株式会社東北支店でございます。

契約締結年月日は令和４年11月25日。

６の完成期日は令和10年３月31日を予定してございます。

⑦工事概要は記載の工事につきまして施工するものでございます。

続きまして、２の変更の理由でございます。

本工事は、吉岡西部地区への工業流通業務地と区域内の幹線道路と公共施設を一体的に整備し、健全で良好な新市街地の形成を目指し、工事を実施しているものでございます。

事業を実施している中で、大区画工業流通業務用地に進出予定の企業様より、現造成計画高から最大で0.7メートル程度高くするよう依頼があったことによります盛り土量及び造成費用の増でございます。

また、防災調整池ののり面の保護工を当初計画の張芝工より維持管理面等を考慮しまして、耐久性と天候の影響を受けにくく施工性に優れている布製型枠、モルタル注入型枠工に変更し、併せまして防災調整池全体に管理用通路を増工するほか、既存区域内宅地等から出た廃棄物混合土等の搬出処分費用を計上するものでございます。

２ページをお願いいたします。

３の変更の内容でございます。

記載の項目につきまして変更いたすものでございまして、造成計画では、計画高を最大で0.7メートル上げるもので、計画高変更に伴い、総盛り土量は43万立米、７万

立米の増、総切土量は12万2,000立米、7,000立米の増に、次に、防災調整池はのり面保護工を布製のモルタル注入型枠工としてＡ＝2,889平米を、管理用通路としましてＬ＝460メートルの増のほか、搬出処分としまして混合土等一式の処分につきまして変更するものでございます。

４の変更契約の内容でございます。

①原請負代金額は28億9,520万円、消費税を除いた金額は26億3,200万円。

第１回変更請負代金額は33億4,284万5,000円で、消費税を除いた金額は30億3,895万円。

第２回変更請負代金額は39億575万9,000円、消費税を除いた金額は35億5,069万円としまして、第１回変更請負代金額に対する比較は５億6,291万4,000円の増額で、消費税を除いた金額は５億1,174万円でございます。

変更仮契約の締結につきましては、令和８年２月20日締結をいたしまして、変更完成期日は当初どおり令和10年３月31日を予定してございます。

それでは、資料３ページをお願いいたします。

こちらの図面が変更箇所をお示ししたもので、造成計画の変更箇所を赤色で、防災調整池ののり面保護工及び管理通路を青色でお示ししたものでございます。

資料４ページをお願いいたします。

こちらの図面の上段に記載しておりますのが、防災調整池の平面図でございます。赤で着色しておりますのがのり面保護工、その内側に茶色の線で示しておりますのが管理用通路でございます。平面図中央部に１点破線が図示されておりますが、これは断面図の位置を表したもので、平面図右側から左側を見た図面が図面下段の断面図でございまして、上段が国道457号付近を、下段は区域内の区画道路付近を表しております。

なお、断面図の右側に記載しておりますのが、のり面保護工に使用します布製型枠の形状の模式図でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、明日３月３日午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後２時５１分　　延　　会